

第4期中期目標期間業務実績 自己評価報告書

令和4年6月24日
独立行政法人自動車事故対策機構



目次

中期目標期間業務実績評価 項目別評価総括表	1
(国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項)	
1-1 安全指導業務等	3
指導講習、適性診断の充実・改善	
民間参入の促進	
運輸安全マネジメント制度等の浸透・定着	
国の安全対策への貢献	
1-2 被害者援護業務	16
治療・看護の充実	
知見・成果の普及促進、在宅介護者への支援	
介護料の支給等	
貸付、精神的支援の実施	
債権管理・回収の強化	
自動車事故被害者等への相談対応・広報活動	
1-3 自動車アセスメント情報提供業務	33
効率的・効果的な試験・評価の実施	
わかりやすい情報提供	
(業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項)	
2-1 業務改善の取り組み	
2-1-1 効率的な運営体制の確保、管理業務の簡素化等	40
2-1-2 一般管理費・業務経費の削減、調達等合理化の取り組みの推進	42
2-1-3 外部評価の実施、公表	46
2-2 業務の電子化及びシステムの最適化	47
3-1 財務運営の適正化	49
3-2 自己収入等の拡大	51
3-3 保有資産の見直し	53
3-4 短期借入金の限度額	54
3-5 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画	55
3-6 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画	56
3-7 剰余金の使途	57
4-1 内部統制の充実強化、情報セキュリティ対策	58
4-2 施設及び設備に関する計画	62
4-3 人事に関する事項	
4-3-1 人事に関する計画	64
4-3-2 人材の活用	66
4-4 自動車事故対策に関する広報活動	69

中期目標	年度評価					中期目標期間評価		項目別 調書No.	備考
	29 年度	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項									
安全指導業務等		A	A	B	B	B	B		
指導講習、適性 診断の充実・改 善	B	B	B	B	B	B	B	1-1	
民間参入の促進	<u>A○</u>	<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重	<u>A○</u> 重	1-1	
運輸安全マネジ メント制度等の 浸透・定着	B	B	B	B	B	B	B	1-1	
国の安全対策へ の貢献	B○	A○ 重	A○ 重	B○ 重	B○ 重	B○ 重	B○ 重	1-1	
被害者援護業務		B	B	B	B	B	B		
治療・看護の充 実	B	<u>A重</u>	<u>B重</u>	<u>B重</u>	<u>B重</u>	<u>B重</u>	<u>B重</u>	1-2	
知見・成果の普 及促進、在宅介 護者への支援	A	A	A	B	A	A	A	1-2	
介護料の支給等	<u>B○</u>	<u>B○</u> 重	<u>B○</u> 重	<u>B○</u> 重	<u>B○</u> 重	<u>B○</u> 重	<u>B○</u> 重	1-2	
貸付・精神的な 支援の実施	B	B	B	B	B	B	B	1-2	
債権管理・回収 の強化	B	B	B	B	B	B	B	1-2	
自動車事故被害 者等への相談対 応・広報活動	B	B	B	B	B	B	B	1-2	

中期計画（中期目標）	年度評価					中期目標期間評価		項目別 調書No.	備考
	29 年度	30 年度	元 年度	2 年度	3 年度	見込 評価	期間 実績 評価		
II. 業務運営の効率化に関する事項									
効率的な運営体制の確 保、管理業務の簡素化 等	B	B	B	B	B	B	B	2-1-1	
一般管理費・業務経費 の削減、調達等合理化 の取組の推進	B	B	B	B	B	B	B	2-1-2	
外部評価の実施、公表	B	B	B	B	B	B	B	2-1-3	
業務の電子化及びシス テムの最適化	B	B	B	B	B	B	B	2-2	
III. 財務内容の改善に関する事項									
財務運営の適正化	B	B	B	B	B	B	B	3-1	
自己収入等の拡大	B	B	B	B	B	B	B	3-2	
保有資産の見直し	B	B	B	B	B	B	B	3-3	
短期借入金の限度額	-	-	-	-	-	-	-	3-4	
不要財産又は不要財産 となることが見込まれる 財産の処分に関する 計画	-	-	-	-	-	-	-	3-5	
重要な財産を譲渡し、 又は担保に供する計画	-	-	-	-	-	-	-	3-6	

自動車アセスメント業務		B	B	B	B	B	B		
効率的・効果的な試験・評価の実施	<u>B○</u>	<u>B○</u> 重	<u>B○</u> 重	<u>B○</u> 重	<u>B○</u> 重	<u>B○</u> 重	<u>B○</u> 重	1-3	
わかりやすい情報提供	A	A	A	A	A	A	A	1-3	

剰余金の使途	-	-	-	-	-	-	-	3-7	
IV. その他業務運営に関する重要事項									
内部統制の充実強化、情報セキュリティ対策	B	B	B	B	B	B	B	4-1	
施設及び設備に関する事項	B	B	B	B	B	B	B	4-2	
人事に関する計画	B	B	B	B	B	B	B	4-3-1	
人材の活用	B	B	B	B	A	B	B	4-3-2	
自動車事故対策に関する広報活動	B	A	A	A	B	A	A	4-4	

- ※1 重要度を「高」と設定している項目については、各評語の横に「○」を付す。
- ※2 難易度を「高」と設定している項目については、各評語に下線を引く。
- ※3 重点化の対象とした項目については、各評語の横に「重」を付す。
- ※4 「項目別調書No.」欄には、元年度の項目別評定調書の項目別調書No.を記載。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	安全指導業務等 指導講習・適性診断の充実・改善、民間参入の促進、運輸安全マネジメント制度等の浸透・定着、国の安全対策への貢献		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第1号、第2号及び第9号
当該項目の重要度、難易度	<ul style="list-style-type: none"> ・民間参入の促進【重要度：高】 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）及びこれに先立って行われた議論等の政府決定に基づく取り組みであるため。 ・民間参入の促進【難易度：高】 民間参入の促進については、運輸業の事業者団体等の経営判断等の外部要因に強く影響を受ける指標であるため。 ・国の安全対策への貢献【重要度：高】 「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」（平成28年6月3日軽井沢スキーバス事故対策検討委員会決定）に基づいた道路運送法の改正等、国が行う自動車事故の発生の防止のための対策について、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用して、適切に対応する必要があるため。 	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号188-3

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標 期間最終年度 値等)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
指導講習受講者数	—	130,002人	129,075人	128,409人	123,803人	107,801人	111,127人		予算額（千円）	2,297,000	2,392,000	2,569,000	2,559,000	2,529,000
指導講習（基礎・一般）受講者数	—	127,856人	126,849人	126,598人	122,213人	106,227人	109,952人		決算額（千円） ※注1～注3	2,435,541	2,492,386	2,621,500	2,754,285	2,531,954
指導講習（基礎・一般）インターネット予約利用者数	—	116,465人	118,224人	118,481人	115,546人	99,486人	102,240人		経常費用（千円） ※注1～注3	3,059,765	3,150,018	3,293,532	3,403,286	3,173,005
指導講習インターネット予約率	中期目標期間の各年度において、指導講習80%以上	91.1%	(計画)80%以上 (実績)93.2%	(計画)80%以上 (実績)93.6%	(計画)80%以上 (実績)94.5%	(計画)80%以上 (実績)93.7%	(計画)80%以上 (実績)93.0%		経常利益（千円） ※注1～注3	63,988	147,188	101,114	▲301,962	▲56,102

達成度	—	113.9%	116.5%	117.0%	118.1%	117.1%	116.3%	行政サービス実施 コスト(千円)	578,379	586,368	3,427,977	3,404,563	3,173,393
適性診断受 診者数	—	460,105人	462,170人	471,842人	477,307 人	411,473 人	418,490 人	従事人員数 ※注4	309	314	319	318	319
適性診断 (一般、C 付、初任、適 齢)支所内 受診者数	—	318,020人	311,868人	316,034人	316,020 人	259,567 人	263,312 人						
適性診断イ ンターネッ ト予約利用 者数	—	243,363人	250,199人	256,835人	262,873 人	216,972 人	225,394 人						
適性診断イ ンターネッ ト予約率	中期目標期 間の各年度 において、 適性診断 70%以上	76.5%	(計画) 70%以上 (実績) 80.2%	(計画) 70%以上 (実績) 81.3%	(計画) 70%以上 (実績) 83.2%	(計画) 70%以上 (実績) 83.6%	(計画) 70%以上 (実績) 85.6%						
達成度	—	127.5%	114.6%	116.1%	118.9%	119.4%	122.3%						
一般診断受 診者数	—	248,432人	247,310人	249,809人	252,857 人	225,931 人	234,437 人						
一般診断支 所外受診者 数	—	125,838人	133,295人	138,350人	142,545 人	136,254 人	138,921 人						
一般診断支 所外受診率	中期目標期 間の各年度 において 50%以上	50.7%	(計画) 50%以上 (実績) 53.9%	(計画) 50%以上 (実績) 55.4%	(計画) 50%以上 (実績) 56.4%	(計画) 50%以上 (実績) 60.3%	(計画) 50%以上 (実績) 59.3%						
達成度	—	101.4%	107.8%	110.8%	112.8%	120.6%	118.6%						
指導講習テ キスト頒布 数	中期目標期 間の最終年 度までに 135,000冊 以上	36,174冊	(計画) 27,000冊 (実績) 41,684冊	(計画) 27,000冊 (実績) 46,387冊	(計画) 27,000 冊 (実績) 50,793 冊	(計画) 27,000 冊 (実績) 57,956 冊	(計画) 27,000 冊 (実績) 65,774 冊						
達成度	—	—	154.4%	171.8%	188.1%	214.7%	243.6%						
指導講習講 師要件研修 参加者数	—	122人	109人	141人	125人	74人	83人						
指導講習民 間参入事業	—	85者	100者	118者	130者	137者	140者						

者数（年度末事業者数）																			
ナスバネット提供数	中期目標期間の最終年度までに160,000件以上	39,551件	(計画)32,000件 (実績)44,257件	(計画)32,000件 (実績)50,241件	(計画)32,000件 (実績)58,003件	(計画)32,000件 (実績)54,810件	(計画)32,000件 (実績)60,615件												
達成度	—	—	138.3%	157.0%	181.3%	171.3%	189.4%												
カウンセラー要件研修参加者数	—	45人	53人	47人	58人	41人	40人												
適性診断民間参入事業者数（年度末事業者数）	—	69者	86者	98者	109者	117者	120者												
安全マネジメント評価実施事業者数	—	13者	11者	13者	2者	5者	21者												
安全マネジメントコンサルティング実施件数	—	21件	36件	31件	25件	14件	11件												
講師派遣実施件数	—	541件	543件	564件	517件	229件	309件												
ガイドラインセミナー実施回数、参加人数	—	89回 2,255人	90回 2,276人	97回 2,187人	83回 1,908人	103回 1,793人	113回 1,822人												
リスク管理（基礎）セミナー実施回数、参加人数	—	72回 1,249人	68回 1,316人	73回 1,489人	67回 1,158人	78回 1,086人	98回 1,199人												
内部監査（基礎）セミナー実施回数、参加人数	—	64回 944人	61回 1,091人	61回 1,146人	57回 1,021人	74回 973人	88回 1,000人												

安全マネジメントセミナー参加人数	—	1,137人	1,119人	1,088人	1,004人	640人	—						
危険予知トレーニング教材頒布数	—	2,189部	2,323部	966部	2,010部	1,296部	1,181部						
貸切バス事業者安全性評価認定制度への協力件数	—	196件	275件	283件	370件	323件	276件						
運輸安全管理の浸透・定着度に関する評価度	中期目標期間の年度毎に4.0以上	—	(計画)4.0以上 (実績)4.6	(計画)4.0以上 (実績)4.7	(計画)4.0以上 (実績)4.4	(計画)4.0以上 (実績)4.6	(計画)4.0以上 (実績)4.6						
達成度	—	—	115.0%	117.5%	110.0%	115.0%	115.0%						
貸切バス適正化事業への協力件数	—	52件	422件	643件	510件	25件	13件						

※注1) 法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「安全指導業務等」の実績額（安全指導業務等全体の実績額）を記載。

※注2) 決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

※注3) 人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注4) 従事人員数については、現場職員が間接部門及び事業部門を横断的に担務しており業務ごとに切り分けられないため、常勤職員数 347 人から計上可能な本部の間接部門専属人数 28 人を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価				
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)		
					安全指導業務等の評価：B 【細分化した項目の評価の算術平均】 (A4点×2×1項目+B3点×2×1項目+B3点×2項目) ÷ (4項目+2項目) =3.33 ⇒算術平均に最も近い評価は「B」評価である。 ※算定にあたっては評価毎の点数を、S:5点、A:4点、B:3点、C:2点、D:1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。	評価		評価	
① 安全指導業務が事業用自動車の事故防止に重要な役割を果たしていることを踏まえ、全国に存在する自動車運送事業者に対し、指導講習・適性診断の受講・受診等の機会を提供する(ユニバーサルサービスの確保)。 あわせて、ITの活用等により業務運営の効率化を図るとともに、これまで蓄積した知見等を活用して新たな	民業補完の原則を踏まえ、ユニバーサルサービスを確保しつつ、民間と協働して、全国の自動車運送事業者に対して質の高い安全指導業務等を以下のとおり実施します。 ① 全国に存在する自動車運送事業者に対して指導講習及び適性診断を実施します(ユニバーサルサービスの確保)。 また、これまで蓄積した知見等を活用して、国が行う高齢運転者の事故防止対策	<主な定量的指標> ・指導講習インターネット予約率 ・適性診断インターネット予約率 ・一般診断支所外受診率 <その他の指標> ・適性診断受診者数 ・指導講習受講者数 <評価の視点> ・指導講習教材の改訂が適切になされているか。	<主要な業務実績> 1) 安全指導業務実績 ・ユニバーサルサービスを確保するため、全国50支所において指導講習及び適性診断を実施した。 ・令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けながらも、地域によって自動車運送事業者の輸送の安全確保に空白が生じることのないよう、全国の支所において、「※新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン」に基づき感染防止対策を最優先としながら、安全・安心な受講等機会を提供した。なお、指導講習においては、感染防止対策を目的として「動画配信方式」による講習会を令和2年11月から開始した「動画視聴方式」を令和3年度は全国に拡大し、小規模・多頻度で開催することにより、受講機会を拡大させる等の利便性向上を図った。 ※新型コロナウイルス感染防止対策ガイドライン：政府機関等が発出している指針に基づく他、公衆衛生の専門家の監修の下に策定。 2) 国が行う安全対策への貢献 ①指導講習の視聴覚教材等の製作・放映 ・国が行う高齢者事故防止対策等に応じて、指導講習テキストに「高齢者の健康問題」を掲載するとともに、指導講習視聴覚教材「高齢運転者の安全運行のため」を製作し、指導講習において放映するとともに、	<評価と根拠> 評価：B ・ユニバーサルサービスを確保するため、全国50支所において指導講習及び適性診断を実施した。 ・令和2年度以降は、新型コロナウイルス感染症の影響を受けつつも、地域によって自動車運送事業者の輸送の安全確保に空白が生じることのないよう、感染防止対策を最優先としながら、全国の支所において指導講習及び適性診断を実施した。 ・関係法令の改正に応じた最新情報を指導講習教材に掲載するとともに、高齢者事故防止対策等に応じた視聴覚教材を製作し、指導講習において放映し、内容の充実を図った。 ・高齢運転者に対する適齢診断において身体機能の変化に応じた運転に関する留	評価		評価		

<p>安全対策への貢献を検討するとともに、関係法令の改正に応じて、指導講習教材の改定を行う等により安全指導業務の一層の充実を図る。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導講習受講者数(前中期目標期間実績:平成24年度から27年度までの平均受講者数 135,495人) ・適性診断受診者数(前中期目標期間実績:平成24年度から27年度までの平均受診者数 459,399人) 	<p>等に応じた新たな安全対策への貢献を検討するとともに、関係法令の改正に応じて、指導講習教材の改定を行う等により内容の一層の充実・改善を図ります。</p> <p>あわせて、ITを活用し、指導講習・適性診断に係るインターネット予約による受講者・受診者の割合を中期目標期間の各年度において、指導講習80%以上、適性診断70%以上とするほか、契約事業者等(注1)による一般診断の利用促進を図るため、支所以外での受診者の割合を、中期目標期間の各年度において50%以上とします。</p> <p>これらの取り組みを通して業務の効率化を図るとともに、民間参入の状況等を踏まえながら、業務運営の効率化を図ります。</p> <p>(注1)「契約事業者」とは、機構</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・国が行う高齢者事故防止対策等に応じた安全指導業務が行われているか。 ・インターネット予約による受講者・受診者の割合が指導講習80%以上、適性診断70%以上確保されているか。 ・インターネット適性診断システムによる支所以外の一般診断受診者の割合が50%以上確保されているか。 	<p>他の認定機関等に対して、同視聴覚教材を無償貸与し、放映してもらう取り組みを行った。また、道路運送法の改正に応じて指導講習テキストに貸切バスに関する制度改正等の内容を掲載した。</p> <p>②適性診断の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・65才以上の事業用自動車の運転者等に対して適性診断を実施し、加齢に伴う身体機能の変化の運転行動への影響を認識させるとともに、交通事故の未然防止のために身体機能の変化に応じた運転行動について留意すべき点に関する助言・指導を実施。 <p>③次世代適性診断の研究開発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度から、高齢運転者の事故防止対策として、大学機関と連携し、近年の心理学、脳科学、医学等における運転への加齢影響の研究に基づき、高齢者特有の運転特性を評価する新たなテストについて、高齢運転者の事故防止の観点から必要な研究開発を着実に進め、時代に即した運転環境に対応する現行適性診断の刷新に向けた検証研究を実施した。 <p>3) デジタル技術の活用の推進</p> <p>①「動画視聴方式」による指導講習会の開催を増大</p> <p>コロナ禍における受講機会の確保を目的とするほか、デジタル技術の活用の推進として、受講方式の選択肢を増加することで、利用者利便の向上に寄与するため、令和2年度より開始している「動画視聴方式」による指導講習会を全国において、より積極的に開催した。</p> <p>また、支所内の適性診断ブースを活用して実施する等、効率的な受講機会の提供に努めたことにより、1,426回(基礎講習:73回、一般講習1,353回)実施し、20,442人(基礎講習:1,903人、一般講習:18,539人)が受講した。</p> <p>②遠隔カウンセリングの導入に向けた取り組み</p> <p>令和4年2月、国土交通省において、適性診断受診者の利便性向上を図ることを目的として、適性診断テストを受診後の「指導及び助言(カウンセリング)」に関し、受診者・カウンセラー間において情報通信機器を通して実施する「遠隔カウンセリング」の実施を規定した告示改正がなされ、併せて、実施に関する留意事項等を定めた取扱い通達が発出された。</p> <p>これを受け、同年3月に遠隔カウンセリングの実施のために規程等を整備し、国土交通省へ提出し、</p>	<p>意事項を助言指導し、事故防止対策を講じた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢運転者の事故防止対策として、大学機関と連携し、近年の心理学、脳科学、医学等における運転への加齢影響の研究に基づき、高齢者特有の運転特性を評価する新たなテストについて研究開発を着実に進めるとともに、時代に即した運転環境に対応する現行適性診断の刷新に向けた検証研究を実施した。 ・デジタル技術の活用の推進として、「動画視聴方式」による指導講習会の開催を拡大し、遠隔カウンセリングの導入に向けた取り組みを進める等、利用者利便の向上に寄与した。 <p>以上により、これまで蓄積した知見等を活用した高齢運転者の事故防止対策等に応じた新たな安全対策への取り組みを進めるとともに、指導講習及び適性診断の内容の充実・改善を恒常的に実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・また、指導講習及び適性診断インターネット予約システムを適切に管理し、24時間365日予約できる環境を維持するとともに、その利便性を周知し、利用促進を図ることにより、指導講習は目標値80%以上、適性診断は目標値70%以上の予約率を達成した。 ・ナスバネットを適切に管理し、契約事業者において24時間365日受診できる環 		
---	---	---	--	--	--	--

		<p>のインターネット適性診断システム利用規約に基づき、機構との間で利用契約を締結した契約当事者をいう。</p>		<p>受理された。令和4年度には試行運用を実施し、本格運用を開始できるように準備を進めており、段階的にサービス提供範囲の拡大を図っていく。</p> <p>4) インターネット予約の促進 インターネット予約率及び支所外一般診断受診率を向上させ、業務運営の効率化が図られた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導講習の開催時にインターネット予約の方法、利便性やインセンティブについて説明。また、適性診断受診者等に同様に説明。 ・電話予約の受付の際には、インターネット予約の利便性を説明し、次回のインターネット予約に結び付けるために実際の操作方法を交えた予約方法を説明するとともに、適性診断を利用される事業者には、ID及びパスワードを付与するなどの対応を実施して利用促進を図った。 ・こうした取り組みにより、指導講習及び適性診断のインターネット予約実績は、各年度において計画を大きく上回っている。 <p>5) 支所以外での一般診断の受診促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・契約事業者に対しては自社において24時間いつでも適性診断ができること、過去の適性診断の受診状況について情報を提供し、繰り返し受診することが事故防止により一層効果があること等、ナスバネット利用によるメリット等を説明し契約事業者等による一般診断の利用促進を図った。 ・ナスバネットの利用を希望する事業者が、調達費用を抑え、ナスバネットを導入しやすくなるよう周辺機器(ステアリングコントローラー)の汎用性を持たせるために、ナスバネットのアプリケーションソフトウェアを改良し、平成27年度より継続して実施している改良と相まって、契約事業者が堅調に増加している。 ・こうした取り組みにより、支所外一般診断の受診者の割合は向上し続け、各年度において計画を大きく上回っている。 	<p>境を維持するとともに、ソフトウェアの改良によりナスバネットの設置費用を抑えた。また、その利便性を周知し、利用促進を図ることにより、目標値50%以上の支所外受診率を達成した。</p> <p>以上により、中期計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p>		
--	--	--	--	--	---	--	--

<p>② 民間参入の一層の促進を図るため、自動車運送事業者団体等に対し、安全指導業務の実施機関の認定取得に向けた支援を行う。</p> <p>また、参入希望者に対して、これまで蓄積した知見等を活用した支援を実施することで、参入が促進されるとともに参入事業者による安全指導業務の質の維持が図られるよう、中期目標期間の最終年度までに参入事業者に対して指導講習教材頒布数 135,000 冊以上、ナスバネット(適性診断システム)提供数 160,000 件以上とする。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間参入促進を目的とした講師資格要件研修参加者数(前中期目標期間実績:平成 	<p>② 引き続き、国と連携し、安全指導業務を担う民間団体等のニーズに応じ、認定取得に必要な要件研修の実施及び指導講習講師、適性診断カウンセラーへの教育訓練、指導講習用テキストの頒布やナスバネット(適性診断システム)の提供などにより、認定取得を支援します。</p> <p>また、これまで蓄積した知見等を活かした支援を実施することで、参入が促進されるとともに参入事業者による安全指導業務の質の維持が図られるよう、中期目標期間の最終年度までに参入事業者に対して指導講習教材頒布数 135,000 冊以上、ナスバネット提供数 160,000 件以上とします。</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導講習テキスト頒布数 ・ナスバネット提供数 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導講習講師要件研修参加者数 ・カウンセラー要件研修参加者数 ・指導講習民間参入者数(年度末事業者数) ・適性診断民間参入者数(年度末事業者数) <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間参入の促進に向けた支援が確実に行われているか。 ・他の認定機関による安全指導の質を維持するための取り組みがなされているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>安全指導業務を担う民間団体等のニーズに応じ、以下の認定取得に係る支援を実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①認定取得に必要な要件研修の実施時に、国土交通大臣に対する認定申請等に関する照会を多数受けたことから、平成 28 年度より要件研修終了後に希望者を募って認定取得に関する相談を受けるなど民間参入希望団体等に対する認定取得のための支援を実施した。 ②認定取得に必要な要件研修(講師資格要件研修、第一種カウンセラー資格要件研修)を実施した。 ③他の認定機関の適性診断カウンセラー及び第一種講師に対する研修を実施した。 ④指導講習テキスト及びナスバネットアプリケーションソフトウェアを提供した。 <p>こうした参入支援に向けた NASVA ならではの取り組みは、参入を望む事業者等からの評価も高く、今中期期間における実績が以下のとおり大きく向上している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導講習教材頒布数：(H29 年度) 92 者 41,684 冊 → (R3 年度) 130 者 65,774 冊(冊数 1.58 倍) ・ナスバネット提供台数：(H29 年度) 69 者 262 台 → (R3 年度) 106 者 504 台(提供台数 1.92 倍) <p>以上の取り組みにより、平成 29 年度末では、指導講習 100 者、適性診断 86 者であった民間参入実績が、令和 3 年度末においては、指導講習 140 者(1.40 倍)、適性診断 120 者(1.40 倍)と大幅に増加するに至っている。</p>	<p><評定と根拠> 評定：A</p> <p>新たに認定機関になろうとする民間団体等に対して、指導講習教材の頒布及びナスバネットの提供のほか、指導講習講師や適性診断カウンセラーの資格要件研修の実施、認定取得に関する相談に対応する等、認定取得に向けた支援を着実に実施した。</p> <p>また、他の認定機関の認定取得後の質を維持するための支援として「指導講習認定機関連絡会」及びカウンセラー等の教育・訓練を行うとともに、中期計画値を大幅に上回る指導講習教材の頒布及びナスバネットの提供を実施した。</p> <p>これらの民間参入の促進に向けた支援や参入後の安全指導の質の確保に向けた支援について、各年度の計画を大きく上回っており、安全指導業務の裾野の拡大に大きく寄与しているものと判断している。</p> <p>さらに、民間参入の実績については、運輸業の事業者団体等の経営判断等の外部要因に強く影響を受ける指標であるにもかかわらず、H29 年度比で 1.40 倍になっており、非常に高い実績に達しているものと考えられる。</p> <p>中期計画を十分に達成しているほか、目標を上回る成果も見受けられることから A 評価とするものである。</p>	<p>評定</p>	<p>評定</p>	<p>評定</p>
---	--	---	--	--	-----------	-----------	-----------

<p>24年度から27年度までの平均参加者数 56者(94人)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・民間参入促進を目的としたカウンセラー要件研修参加者数(前中期目標期間実績:平成24年度から27年度までの平均参加者数 26者(42人)) ・指導講習参入事業者数(平成27年度末時点:60者)、適性診断参入事業者数(平成27年度末時点:55者) 						
<p>【重要度：高】 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)及びこれに先立って行われた議論等の政府決定に基づく取り組みであるため。</p>						
<p>【難易度：高】 民間参入の促進については、運輸業の事業者団体等の経営判断等の外部要因に強く影響を受け</p>						

<p>る指標であるため。</p>						
<p>③ 事業者自らが主体的に輸送の安全性の向上を図る安全マネジメント業務については、主に中小規模の事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取り組みと連携して安全指導業務において蓄積した経験・知見や全国に支所を有する体制を活用しつつ、自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図る。</p> <p>また、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、国際標準化機構 (ISO) の道路交通安全マネジメント</p>	<p>③ 事業者自らが主体的に輸送の安全性の向上を図る安全マネジメント業務については、主に中小規模の運送事業者を対象とした運輸安全マネジメント評価、講習会、コンサルティング等の実施により、国の取り組みと連携して安全指導業務においてこれまで蓄積した知見等や全国に支所を有する体制を活用しつつ、自動車運送事業者全般への制度の浸透・定着を図ります。</p> <p>また、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用し、国際標準化機構 (ISO) の道路交通安全マネジメントシステムの国際規格 (ISO39001) に係る国内審議委員</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・運輸安全マネジメントの浸透・定着度に関する評価度 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・安全マネジメント評価実施事業者数 ・安全マネジメントコンサルティング実施件数 ・講師派遣件数 ・ガイドラインセミナー実施回数、参加人数 ・リスク管理 (基礎) セミナー実施回数、参加人数 ・内部監査 (基礎) セミナー実施回数、参加人数 ・安全マネジメントセミナー参加人数 ・危険予知トレーニング教材頒布数 ・貸切バス事業者 	<p><主要な業務実績></p> <p>中小規模の自動車運送事業者を中心に全国幅広く運輸安全マネジメントの浸透・定着を図り、安全管理体制の構築改善を支援するため、NASVAの全国支所体制を活用し、運輸安全マネジメント評価、安全マネジメントコンサルティング、講師派遣、認定セミナー等を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸切バス事業の更新制の導入に伴い増加する、運輸安全マネジメント評価の需要に対して、迅速に対応できるよう、令和3年度に新たな組織として運輸安全マネジメント事業部を発足させて体制の強化を図った。 ・国土交通省から認定を受けたセミナーを全国で開催し、中小の自動車運送事業者が受講し、運輸安全マネジメントの浸透・定着を図った。また「防災マネジメントセミナー」の認定申請をいち早く国土交通省に行い、他の実施機関に先駆け、令和3年10月に第1号認定を取得し、令和3年11月より同セミナーを実施した。 ・ISO39001 (道路交通安全マネジメントシステム) の国内審議委員会の事務局として、「運輸安全マネジメント制度」で培った道路交通安全分野のマネジメントの経験に基づき、ISO39001に関する情報収集及び国内の意見集約、関連規格の作成及びその運用を行うとともに、国際会議に参加し、各国におけるISO39001の取り組み状況などの情報共有が図られた。 ・運輸安全マネジメントの浸透・定着度に関する評価度について、運輸安全マネジメント評価、安全マネジメントコンサルティング、安全マネジメント関係講習会において、いずれも各年度の目標値4.0を上回る評価を得た。 ・本部主催の安全マネジメントセミナーについては、平成29年度には1,119人、平成30年度には1,088人、令和元年度には1,004人、新型コロナウイルス感染防止対策を最優先とした平成2年度には640人が参加する等、安全マネジメントの浸透・定着を大きく促進させたが、 	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>全国に支所を有する体制を活用し、安全マネジメント評価、安全マネジメントコンサルティング、講師派遣、認定セミナー等を積極的に実施しており、安全マネジメントの浸透・定着を大きく促進させるとともに、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用した教材を製作・頒布する等、安全マネジメント業務に係る内容の一層の充実・改善を継続的に実施している。</p> <p>また、ISO39001 (道路交通安全マネジメントシステム) の国内審議委員会の事務局として、「運輸安全マネジメント制度」で培った道路交通安全分野のマネジメントの経験に基づき、ISO39001に関する情報収集及び国内の意見を集約する等の取り組みを実施した。</p> <p>中期計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p>	<p>評定</p>	<p>評定</p>

<p>トシステムの国際規格 (ISO39001) に係る国内審議委員会事務局を引き続き担うなど、安全マネジメント業務の一層の充実・改善を図る。</p> <p>これらの施策を実施することにより、受講者・事業者に対する 5 段階評価の調査における運輸安全マネジメントの浸透・定着度に関する評価度について、4.0 以上とする。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・周知・浸透を目的とした安全マネジメント認定セミナー受講者数 (前中期目標期間実績：平成 26 年度から 27 年度までの平均受講者数 2,628 人) ・運輸安全マネジメント評価件数 (前中期目標期間実績：平成 24 年度から 	<p>会事務局を引き続き担うなど、安全マネジメント業務の一層の充実・改善を図ります。</p> <p>④ ③の施策を実施することにより、受講者・事業者に対する 5 段階評価の調査において運輸安全マネジメントの浸透・定着度に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に 4.0 以上とします。</p>	<p>安全性評価認定制度への協力件数</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車運送事業者全般への運輸安全マネジメント制度の浸透・定着に向けた体制の構築、改善の支援の実施及び安全マネジメント業務の一層の充実・改善が図られているか。 	<p>令和3年度については、国内での新型コロナウイルスの感染拡大により予断を許さない状況であったことから、新型コロナウイルス感染予防等のため、開催中止とした。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リスク管理（基礎）セミナー等で使用している教材を事業所で運転者教育に活用できるよう、ドライブレコーダー映像を用いた危険予知トレーニング教材については、平成29年度には2,323部、平成30年度には966部、令和元年度には2,010部、令和2年度には1,296部、令和3年度には1,181部を頒布した。 ・公益社団法人日本バス協会による「貸切バス事業者安全性評価認定制度（セーフティバス制度）」において、現地における施設等の安全確認審査等の支援を平成29年度には275件、平成30年度には283件、令和元年度には370件、令和2年度には323件、令和3年度には276件実施しており、貸切バスの安全性向上と貸切バスの利用者が安心してバスを選択できるための環境作りに貢献した。 			
---	--	---	---	--	--	--

<p>27 年度までの平均事業者数 16 者) ・運輸安全マネジメントコンサルティング件数(前中期目標期間実績:平成 24 年度から 27 年度までの平均事業者数 55 者)</p>						
<p>④ 国においては、道路運送法の改正等を踏まえ、安全対策を強化・徹底するため、事業者や運行管理者等の遵守事項の強化等を実施することとしており、機構の安全指導業務等についても、体制を確保しつつ、対策に応じて確実に実施する。</p> <p>【重要度：高】 「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」(平成 28 年 6 月 3 日軽井沢スキーバス事故対策検討委員会決定)に基づいた道路運送法の改正等、国が行う自動車事</p>	<p>⑤ 道路運送法改正等を踏まえ、安全対策を強化・徹底するため、事業者や運行管理者等の遵守事項の強化等が実施される場所であり、機構の安全指導業務等についても、体制を確保しつつ、対策に応じて確実に実施します。</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> ・貸切バス適正化事業への協力件数</p> <p><評価の視点> ・国が行うこととしている自動車事故の防止のための対策について、NASVA の安全指導業務等の体制を確保しつつ、対策に応じた業務を実施しているか。</p>	<p><主要な業務実績> 平成 28 年 1 月に発生した軽井沢スキーバス転落事故を受け、貸切バス適正化事業として平成 29 年度から開始された、一般貸切旅客自動車運送適正化機関による、貸切バス事業者に対する法令遵守状況の確認・改善指導を目的とした巡回指導について、適正化機関からの委託により平成 29 年度は 422 件、平成 30 年度には 643 件、令和元年度には 510 件、令和 2 年度には 25 件、令和 3 年度には 13 件の巡回指導を支援した。</p> <p>また、平成 29 年 4 月より、貸切バス事業の更新制の導入に伴い、前回許可時から更新申請時までの間に行政処分を受けた場合、当該申請時までの間に認定機関による運輸安全マネジメント評価を受けることが義務付けられ、認定機関である NASVA では、運輸安全マネジメント評価の需要に迅速に対応できるよう、当該業務を専門に担当する要員を育成するため、国土交通省主催の「運輸安全マネジメント評価〔初級〕研修」を受講させるほか、国土交通省が自動車運送事業者に対して実施する運輸安全マネジメント評価に立ち会う等、実施体制の確保及び要員の育成を着実に進めた。</p> <p>令和 3 年度には、当該業務を専門に従事する新たな組織として「運輸安全マネジメント事業部」を設置し、国の対策に確実に対応するため、さらなる体制強化を講じた。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 国において、道路運送法の改正等を踏まえ、安全対策を強化・徹底するために実施されることになった、一般貸切旅客自動車運送適正化機関が実施する「貸切バス事業者に対する法令遵守状況の確認・改善指導」への支援及び「貸切バス事業の更新制の導入に伴う運輸安全マネジメント評価」を実施するにあたり、要員の確保・育成する等、国による対策に応じた取り組みを着実に実施した。</p> <p>令和 3 年度においても計画を着実に実施する見込みであることから、中期計画を十分に達成しているものと判断し B 評価とするものである。</p>	<p>評定</p>	<p>評定</p>

故の発生の防止のための対策について、安全指導業務に係るこれまで蓄積した知見等を活用して、適切に対応する必要があるため。						
---	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

1-2-4-1 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	被害者援護業務 治療・看護の充実、知見・成果の普及促進 在宅介護への支援、介護料の支給等、貸付・精神的支援の実施、債権管理・回収の強化、自動車事故被害者等への相談対応・広報活動		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第3号～第6号
当該項目の重要度、難易度	<ul style="list-style-type: none"> 療護施設の設置・運営 治療・看護の充実【難易度：高】 入院希望者の待機期間については、急性期における入院希望者の治療が長引く場合や入院希望者の容態により療護施設へ搬送できない場合等の外部要因に強く影響を受ける指標であるため。 介護料の支給等【重要度：高】 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」（平成25年12月24日閣議決定）及びこれに先立って行われた議論等の政府決定に基づく取り組みであるため。 介護料の支給等【難易度：高】 介護料受給者の中には本人又は家族が働いていることや、家庭の事情から訪問を望まない方もおり、必ずしも戸別訪問が実施できる訳ではないため。 	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号188-1、188-2、188-3

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標 期間最終年度 値等)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度		29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
遷延性意識 障害からの 脱却者数	中期目標 期間の最 終年度ま でに116 人以上	30人	(計画) 24人以上 (実績) 18人	(計画) 24人以上 (実績) 25人	(計画) 24人以上 (実績) 22(28)人 ※	(計画) 24人以上 (実績) 17(27)人 ※	(計画) 24人以上 (実績) 28(37)人 ※	予算額(千円)	7,630,000	7,749,000	8,386,000	8,591,000	8,739,000
達成度	—	157.9%	75.0%	104.2%	116.7%	112.5%	154.2%	決算額(千円) ※注1～注3	7,450,263	7,480,406	8,311,996	8,564,036	8,662,089
療護施設へ の入院希望 者の待機期 間	—	平均3ヶ月	平均3カ 月	平均3ヶ 月	平均3ヶ 月	平均4ヶ 月	平均3ヶ 月	経常費用(千円) ※注1～注3	7,558,344	7,596,245	8,425,926	8,670,373	8,765,541
日本脳神経 外科学会等 における研	中期目標 期間の年 度毎に33	34件	(計画) 33件以上 (実績)	(計画) 33件以上 (実績)	(計画) 33件以上 (実績)	(計画) 33件以上 (実績)	(計画) 33件以上 (実績)	経常利益(千円) ※注1～注3	148,150	155,773	3,489	178,100	214,604

究発表件数	件以上		52 件	73 件	64 件	34 件	47 件							
達成度	—	109.7%	157.6%	221.2%	193.9%	103.0%	142.4%		行政サービス実施 コスト（千円）	8,157,341	8,082,270	8,909,194	9,075,111	9,102,558
短期入院協 力病院等の スタッフへの 研修実施 件数	—	37 人	38 人	51 人	47 人	17 人	3 人		従事人員数 ※注 4	309	314	319	318	319
療護施設に おけるMS Wによる相 談対応件数	—	10,509 件	11,499 件	11,741 件	11,805 件	11,453 件	12,066 件							
介護料支給 実績（受給 者数、支給 額）	—	4,776 人 3,053 百万円	4,809 人 3,061 百万円	4,800 人 3,061 百万円	4,796 人 3,675 百万円	4,818 人 3,878 百万円	4,815 人 3,894 百万円							
新規認定者 数	—	138 人	167 人	148 人	162 人	156 人	109 人							
訪問支援実 施率、実施 人数	前年度末 介護料受 給資格者 数に対する 割合 65% 以上	66.3% 3,083 人	(計画) 65%以上 3,015 人 (実績) 69.4% 3,216 人	(計画) 65%以上 3,023 人 (実績) 70.7% 3,289 人	(計画) 65%以上 3,008 人 (実績) 73.0% 3,380 人	(計画) 65%以上 3,045 人 (実績) 75.6% 3,541 人	(計画) 65%以上 3,068 人 (実績) 86.7% 4,091 人							
達成度	—	110.5%	106.7%	108.8%	112.4%	116.3%	133.3%							
新規認定者 に対する訪 問支援実 施率、実施 人数	新規介護 料受給者 数に対する 割合 100%	—	(計画) 100% (実績) 100% 167 人	(計画) 100% (実績) 100% 148 人	(計画) 100% (実績) 87.7% 142 人	(計画) 100% (実績) 88.5% 138 人	(計画) 100% (実績) 98.2% 107 人							
コーディネ ーター養成 研修修了者 数	—	8 人	14 人	8 人	7 人	5 人	7 人							
コーディネ ーター養成 研修修了者 割合	中期目標 の年度末 までに平 成 28 年 度末全職 員の 18% 以上	10.5%	(計画) 平成 28 年度末全 職員数の 12%以上 (実績) 14.7%	(計画) 平成 28 年度末全 職員数の 15%以上 (実績) 16.8%	(計画) 平成 28 年度末全 職員数の 17%以上 (実績) 18.6%	(計画) 平成 28 年度末全 職員数の 18%以上 (実績) 19.8%	(計画) 平成 28 年度末全 職員数の 20%以上 (実績) 21.0%							
達成度	—	—	122.3%	111.8%	109.4%	110.0%	105.0%							

短期入院・入所費用助成支給者数及び支給額	—	1,265人 70百万円	1,498人 89百万円	1,521人 88百万円	1,446人 73百万円	1,030人 50百万円	1,072人 51百万円						
介護支援効果に関する評価度	中期目標期間の年度毎に4.39以上	4.46	(計画) 4.39 (実績) 4.47	(計画) 4.39 (実績) 4.45	(計画) 4.39 (実績) 4.46	(計画) 4.39 (実績) 4.39	(計画) 4.39 (実績) 4.47						
達成度	—	111.5%	101.8%	101.4%	101.6%	100.0%	101.8%						
介護料受給者との交流会実施回数	50回以上(全支所年1回以上)	56回	(計画) 50回 (実績) 48回	(計画) 50回 (実績) 49回	(計画) 50回 (実績) 42回	(計画) 50回 (実績) 51回	(計画) 50回 (実績) 55回						
達成度	—	—	96.0%	98.0%	84.0%	102.0%	110.0%						
交通遺児等貸付実績(貸付人数及び貸付額)	—	166人 38百万円	133人 30百万円	101人 23百万円	74人 16百万円	62人 12百万円	53人 10百万円						
新規貸付実績(上記内数)	—	8人	10人	3人	0人	4人	1人						
「友の会の集い」参加人数	—	762人	623人	575人	612人	480人	523人						
交通遺児家族等同士の交流会実施回数	100回以上(全支所年2回以上)	113回	(計画) 100回以上 (実績) 132回	(計画) 100回以上 (実績) 121回	(計画) 100回以上 (実績) 69回	(計画) 100回以上 (実績) 120回	(計画) 100回以上 (実績) 130回						
達成度	—	—	132.0%	121.0%	69.0%	120.0%	130.0%						
交通遺児への精神的支援に関する評価度	中期目標期間の年度毎に4.61以上	4.64	(計画) 4.61以上 (実績) 4.65	(計画) 4.61以上 (実績) 4.70	(計画) 4.61以上 (実績) 4.68	(計画) 4.61以上 (実績) 4.69	(計画) 4.61以上 (実績) 4.63						
達成度	—	116.0%	100.9%	102.0%	101.5%	101.7%	100.4%						
債権回収率	中期目標期間の年度毎に回収率90%以上	92%	(計画) 90%以上 (実績) 92.3%	(計画) 90%以上 (実績) 92.3%	(計画) 90%以上 (実績) 92.5%	(計画) 90%以上 (実績) 92.7%	(計画) 90%以上 (実績) 92.8%						
達成度	—	102.6%	102.5%	102.5%	102.8%	103.0%	103.1%						

ホットラインの相談件数	—	2,309件	1,728件	1,680件	1,770件	1,389件	1,512件							
在宅介護相談窓口における相談件数	—	1,609件	1,172件	990件	1,144件	1,155件	1,065件							

※遷延性意識障害からの脱却者数の()内の数字は、ナスバスコアの改善により脱却状態と認められる者を含む。

※注1) 法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「被害者援護業務」の実績額（被害者援護業務全体の実績額）を記載。

※注2) 決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

※注3) 人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注4) 従事人員数については、現場職員が間接部門及び事業部門を横断的に担務しており業務ごとに切り分けられないため、常勤職員数347人から計上可能な本部の間接部門専属人数28人を差し引いた人数を記載。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
				被害者援護業務の評定：B 【細分化した項目の評定の算術平均】 (A4点×1項目+B3点×2×1項目+B3点×4項目) ÷ (6項目+1項目) =3.14 ⇒算術平均に最も近い評定は「B」評定である。 ※算定にあたっては評定毎の点数を、S:5点、A:4点、B:3点、C:2点、D:1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。	評定		評定	
① 自動車事故による遷延性意識障害(脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害者)に対して公平な治療機会を確保しつつ効果的な治療を提供するため、療護センターにおいて必要なハード・ソフト両面の措置を講じた上で質の高い治療・看護を実施する。療護センターにおける短期入院についても、既存病床の稼働状況等を	① 療護センターにおいては、病棟ワンフロアシステム(注2)、プライマリーナーシング(注3)や高度先進医療機器の整備を図るほか、大学等研究機関や他の医療施設との連携強化、職場内研修の充実、「遷延性意識障害(注4)度評価表」を用いた治療改善度の活用等により、医療技術や看護技術等の開発・向上を図り、質の高い治療・看護を実施します。 (注2)「病棟ワンフロアシステ	<主な定量的指標> ・遷延性意識障害からの脱却者数 <その他の指標> ・療護施設への入院希望者の待機期間 <評価の視点> ・各療護施設において、病棟ワンフロアシステム、プライマリーナーシング、高度先進医療機器の活用により質の高い治療・看護が実施されているとともに、大学等研究機関等との連携	<主要な業務実績> 医療技術や看護技術等の開発・向上のため、毎年度、以下の取り組みにより質の高い治療・看護を実施した。 1) 療護センターにおいて、高度先進医療機器(MRI, PET等)を用いた高度な検査・治療を行うとともに、ワンフロアシステムによる集中的な患者観察、プライマリーナーシング方式等による質の高い看護を実施。 2) 医療技術、看護技術等の着実な開発・向上のため、以下の取り組みを実施。 ①治療・看護に必要な高度先進医療機器等を順次整備。 ②療護センターに蓄積された知見・ノウハウを活かし、再生医療等の新たな医療技術の研究を行っている大学医学部等との連携を図り、共同研究を行うと共に、日本意識障害学会等の場において、大学との共同研究による発表を行ったほか、高度先進医療機器を利用した治療の研究、指導、研修等を実施し、人材育成と地域医療の充実に貢献。各療護センターでは、入院患者看護担当チームごとに、ケースレポート研修会、医療事故防止研修会等を定期的に開催するなど、治療・看護技術の向上に向け、様々な職場内研修を実施。 ③「遷延性意識障害度評価表」(ナスバスコア)を用いた治療改善度を毎年度公表。その分析の結	<評定と根拠> 評定：B 療護施設における従来からのワンフロアシステム、プライマリーナーシング及び高度先進医療機器を用いた高度な検査・治療等きめ細かく質の高い治療・看護の実施及び治療改善効果の更なる向上に資する「ナスバスコア」を用いた分析結果の症例検討などへの活用や療護看護プログラムの実施など、各療護施設において、職種間会議等を通じ連携を図りながら質の高い治療・看護を行うと共に、学会の参加や研修等により医療技術や看護技術の向上に積極的に取り組んだほか、待機期間を可能な限り短縮に努めた。 また、事故直後から慢性期までの連続した治療・リハビリについて臨床研究を行う「一貫症例研究型委託病床」について、平成30年1月に	評定		評定	

<p>踏まえつつ、利用者のニーズに即して積極的に受け入れる。</p> <p>また、療護施設機能一部委託病床（以下、「委託病床」という。）においても、他の療護施設（療護センター及び委託病床）との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施する。</p> <p>② 急性期～亜急性期～慢性期において連続した治療・リハビリの臨床研究を行い、ガイドライン、プログラム等を策定し、遷延性意識障害者のための治療・リハビリの検討、改善及び成果の普及並びに研究及び人材育成をするための必要な態勢を確保し、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を行う新たな「一貫症例研究型委託病</p>	<p>ム」とは、病棟を1つのフロアに集中、仕切りを最小限にして患者を絶えず観察視野におく方式のことをいう。</p> <p>(注3)「プライマリーナーシング」とは、1人の患者を同じ看護師が入院から退院まで一貫して受け持つ看護方法で、療護センターの場合には、長期の入院期間中に顕著な改善がみられにくい入院患者のかすかな動きや表情変化などを見落とさないきめ細かな観察を可能としている。</p> <p>(注4) 脳損傷により自力移動・摂食が不可能であるなどの最重度の後遺障害のことをいう。</p> <p>② 療護施設機能一部委託病床(以下「委託病床」という。)においても、他の療護施設</p>	<p>強化、職場内研修の充実等により医療技術や看護技術の開発・向上が図られているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事故直後から慢性期までの連続した治療・リハビリについて臨床研究を行う「一貫症例研究型委託病床」において適切な治療看護等が行われていると共に、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を図っているか。 ・より多くの遷延性意識障害者の回復に資するために、入院希望者の待機期間の短縮が図られているか。 ・より公平な治療機会を確保する観点から、関係者の意見・ニーズや新たな技術の向上を踏まえつつ、今後のあり方を検討しているか。 	<p>果、ナスバスコア平均値減少のほか、重症度別の分析のいずれも平均値が減少するなど治療改善効果を確認。</p> <p>入院から退院までのナスバスコア平均値の変化と各種要因との関連において、「入院時のスコアが高くても改善している患者がいること」「事故後経過期間が短いほど改善が良いこと」「入院時の年齢が若いほど改善が良好であること」等が示され、入院患者の治療改善効果の更なる向上のため、この結果を過去の分析結果とともに、症例検討、カンファレンス等の際に活用。</p> <p>④療護施設機能一部委託病床では、毎年、療護センター長等会議、MSW担当者連絡会議、看護部長等連絡会議、リハビリ担当者連絡会議等に各病院長、担当者等が毎年度出席し、運営方針、治療技術等の各種情報の共有により、他の療護施設との密接な連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施。</p> <p>⑤「一貫症例研究型委託病床」について、平成30年1月から患者の受け入れを開始した藤田医科大学病院において、適切な治療看護等により、遷延性意識障害者の早期改善を図るとともに、遷延性意識障害者の治療に関する事項を脳神経外科研修医の教育必須項目とする等、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を実施。症例研究等を更に推し進めるため、令和2年12月に拡充し令和3年1月から患者の受入を開始。</p> <p>⑥待機期間の短縮を図るため、入院審査委員会の持ち回り開催を行うとともに、入院申込み患者の症状等の確認のため、療護施設の医師や看護師等が転院元の病院等へ訪問する事前調査については、病院等への訪問に代わり、電話等で事前調査を行うことでも差し支えないようにするなど、外部要因に強く影響を受ける個々の事例を把握・整理し、入院審査のあり方等の検討をするなど可能な限り短縮することに務めた。また、療護施設全体の今後のあり方について検討を行い、療護施設の空白地域となっている地域に設置する「小規模委託病床」について、平成31年1月から金沢脳神経外科病院、令和2年2月から松山市民病院に委託し、入院患者の受け入れを開始。</p> <p>また、関東地方における待機患者の解消を図るた</p>	<p>患者の受け入れを開始してから、適切な治療・看護及び脳神経外科医育成の取り組みが行われているほか、療護センターに蓄積された知見やノウハウを活かし、再生医療等の新たな医療技術の研究を行っている大学医学部等と連携しながら共同研究を行うと共に、学会等の場において成果を発表するなど、人材育成や医療技術の開発、地域医療の充実等に寄与している。さらに同病床の症例研究等を推し進めるため、令和2年12月に拡充し、令和3年1月より患者の受入を開始している。</p> <p>加えて、療護施設の空白地域の解消を図るため、「小規模委託病床」を平成31年1月から北陸地区に、令和2年2月から四国地区にそれぞれ開設したほか、関東地方における待機患者の解消を図るため、令和3年7月に「小規模委託病床」の公募を行ったが、コロナ禍の影響等もあり、応募病院がなかった。継続して候補病院を探し、令和4年3月に再公募を行い、令和5年1月頃の受け入れを目指して調整を進めている。</p> <p>こうした療護施設における充実した治療・看護の取り組みにより、令和3年度末時点で110人が脱却し、ナスバスコアの改善により脱却状態と認められる者を含めると119人となった。</p> <p>以上のとおり、中期計画を十分に達成しているものと</p>					
--	--	---	---	---	--	--	--	--	--

<p>床」を設置・運営する。</p> <p>③ 早期の治療開始が効果的であることから、より多くの遷延性意識障害者の回復に資するべく、病床や入院審査のあり方の検討を含め入院希望者の待機期間の短縮に努める。</p> <p>あわせて、療護施設全体の今後のあり方について、国と連携して現状及び今後の課題等について整理した上で、より公平な治療機会を確保する観点から、関係者の意見・ニーズや新たな技術の向上を踏まえつつ、地理的要因のほか、病床数・看護基準等の委託基準の見直しも含め、あり方を検討する。</p> <p>【指標】 ・療護施設全体の待機期間(前</p>	<p>(療護センター及び他の委託病床)との連携を図りつつ、質の高い治療・看護を実施します。</p> <p>③ 急性期～亜急性期～慢性期において連続した治療・リハビリの臨床研究を行い、ガイドライン、プログラム等を策定し、遷延性意識障害者のための治療・リハビリの検討、改善及び成果の普及並びに研究及び人材育成をするための必要な態勢を確保し、遷延性意識障害者に精通する脳外科医等の育成を行う新たな「一貫症例研究型委託病床」を設置・運営します。</p> <p>④ 早期の治療開始が効果的であることから、より多くの遷延性意識障害者の回復に資するべく、病床や入院審査のあり方の検討を含め入院希望者の待機期間の短縮に努めます。</p> <p>あわせて、療護</p>	<p>め、令和3年7月に「小規模委託病床」の公募を行ったが、コロナ禍の影響等もあり、応募病院がなかった。継続して候補病院を探し、令和4年3月に再公募を行い、令和5年1月頃の受け入れを目指して調整を進めているところ。</p> <p>⑦さらに、療護施設退院後に患者家族等の介護者が安心・安楽な在宅介護を実践できること等を目的に平成26年度から療護施設看護の一環として実施してきた療護看護プログラムについて、日本ヒューマン・ナーシング研究学会が主催する研修を受講した看護師を中心に、療護看護プログラムを実施し、治療効果を高めるとともに、看護技術を向上。</p> <p>こうした各療護施設における充実した治療・看護の取り組みにより、脱却者数は令和3年度末時点で110人となり、ナスバスコアの改善により脱却状態と認められる者を含めると119人。</p>	<p>判断し、B評定とするものである。</p>		
--	---	---	-------------------------	--	--

<p>中期目標期間実績：平成 24 年度から 27 年度までの平均待機期間 3 ヶ月)</p> <p>【難易度：高】 入院希望者の待機期間については、急性期における入院希望者の治療が長引く場合や入院希望者の容態により療護施設へ搬送できない場合等の外部要因に強く影響を受ける指標であるため。</p> <p>④ 以上の取り組みにより治療効果を高め、中期目標期間の最終年度までに遷延性意識障害からの脱却者数を 116 人以上とする。</p> <p>(注)「脱却」とは、一定の意思疎通・運動機能の改善がなされた状態をいう</p>	<p>施設全体の今後のあり方について、国と連携して現状及び今後の課題等について整理した上で、より公平な治療機会を確保する観点から、関係者の意見・ニーズや新たな技術の向上を踏まえつつ、地理的要因のほか、病床数・看護基準等の委託基準の見直しも含め、あり方を検討します。</p> <p>⑤ 以上の取り組みにより治療効果を高め、療護看護プログラム等の実施により、中期目標期間の最終年度までに遷延性意識障害からの脱却（注 5）者数を 116 人以上とします。</p> <p>(注 5)「脱却」とは、一定の意思疎通・運動機能の改善がなされた状態をいう。</p>					
<p>⑤「一貫症例研究型委託病床」を含む療護施設で得られた知見・成果について</p>	<p>⑥「一貫症例研究型委託病床」を含む療護施設で得られた知見・成果については、機構に</p>	<p><主な定量的指標> ・日本脳神経外科学会等における研究発表件</p>	<p><主要な業務実績> 療護施設で得られた知見・成果の普及と在宅介護者等への支援として、以下の取り組みを実施。 1) 療護施設の知見・成果の普及 ①第 4 中期計画開始時（平成 29 年度）から令和元年</p>	<p><評定と根拠> 評定：A 療護施設で得られた知見・成果について、療護センターのみならず一部委託病床による研究発表や連携大学院</p>	<p>評定</p>	<p>評定</p>

<p>ては、機構にとどまらない遷延性意識障害の治療等にも寄与するという社会的意義を有することから、日本脳神経外科学会や日本意識障害学会等において研究発表を年間 33 件以上実施するほか、部外の看護師等への研修の実施等を通じて、他の医療機関等への治療・看護技術の普及促進を図るとともに、在宅介護者等への支援を進める。</p>	<p>とどまらない遷延性意識障害の治療等にも寄与するという社会的意義を有することから、日本脳神経外科学会や日本意識障害学会等において研究発表を年間 33 件以上実施するほか、部外の看護師等に対する研修の実施等を通じて、他の医療機関等への治療・看護技術の普及活動を積極的に行います。</p> <p>⑦療護施設におけるメディカルソーシャルワーカー(注6)、リハビリスタッフ等による退院に向けた援助や、看護師のケア知識やノウハウ等の情報提供を積極的に行うことにより、在宅介護者等への支援を進めます。</p> <p>また、療護センターにおける短期入院について、既存病床の稼働状況等を踏まえつつ、更に利用者利便に配慮した積極的な受入れ</p>	<p>数</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・短期入院協力病院等のスタッフへの研修実施件数 ・療護施設におけるMSWによる相談対応件数 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・学会の研究発表等を通じ他の医療機関等への治療・看護技術の普及が積極的になされているか。 ・療護センターにおける短期入院の積極的な受入を含め在宅介護者等や在宅介護に向けた支援が積極的になされているか。 	<p>度までは、日本意識障害学会や日本脳神経外科学会等において研究発表。令和2年度は、コロナ禍の影響により、多くの学会が中止や延期となり、療護施設関係者の主要な研究成果の発表の場が減少したが、令和3年度は、日本意識障害学会や他の各種学会 Web 開催のほか誌上等により発表するなど、普及促進に尽力した。これにより、中期最終年度である令和3年度末までに270件と目標165件(年間33件以上)を大きく上回る研究を発表。</p> <p>【研究発表件数】</p> <table border="0"> <tr><td>平成29年度</td><td>52件</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>73件</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>64件</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>34件</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>47件</td></tr> </table> <p>②各療護センターにおいて、短期入院協力病院等の看護師等へ療護センターが行う看護ケアなどの看護技術の研修を令和3年度末までに計91病院4施設156人に対し実施。</p> <p>【短期入院協力病院等への研修実績】</p> <table border="0"> <tr><td>平成29年度</td><td>24病院38人</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>30病院1施設51人</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>27病院47人</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>9病院2施設17人</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>1病院1施設3人</td></tr> </table> <p>③中部療護センターに開設した「連携大学院」について、平成21年度以降合計8人が入学し、3人が修了。また、日本意識障害学会等において研究成果を発表。</p> <p>2) 在宅介護者等への支援</p> <p>①各療護施設のメディカルソーシャルワーカーが、転院又は在宅介護を選択する際のアドバイスを出来るだけ早い段階で始め、転院先や在宅介護の方法の情報提供・相談等を令和3年度末で58,564件に対応するなど、退院後の円滑な療養生活に向けた支援を実施。</p> <p>【情報提供・相談対応】</p> <table border="0"> <tr><td>平成29年度</td><td>11,499件</td></tr> <tr><td>平成30年度</td><td>11,741件</td></tr> <tr><td>令和元年度</td><td>11,805件</td></tr> <tr><td>令和2年度</td><td>11,453件</td></tr> <tr><td>令和3年度</td><td>12,066件</td></tr> </table>	平成29年度	52件	平成30年度	73件	令和元年度	64件	令和2年度	34件	令和3年度	47件	平成29年度	24病院38人	平成30年度	30病院1施設51人	令和元年度	27病院47人	令和2年度	9病院2施設17人	令和3年度	1病院1施設3人	平成29年度	11,499件	平成30年度	11,741件	令和元年度	11,805件	令和2年度	11,453件	令和3年度	12,066件	<p>との共同での研究発表など、目標を大きく上回る研究発表を行うとともに、引き続き短期入院協力病院等の看護師等への研修を行うなど、積極的に他の医療機関等への普及促進を図っている。そのほか、メディカルソーシャルワーカーによる退院後の円滑な療養生活に向けた支援や看護師等による在宅介護者への支援等にも、丁寧かつ積極的に取り組んでおり、令和3年度末までに学会発表件数270件と目標165件(年間33件以上)を大きく上回っていることから、A評定とするものである。</p>		
平成29年度	52件																																			
平成30年度	73件																																			
令和元年度	64件																																			
令和2年度	34件																																			
令和3年度	47件																																			
平成29年度	24病院38人																																			
平成30年度	30病院1施設51人																																			
令和元年度	27病院47人																																			
令和2年度	9病院2施設17人																																			
令和3年度	1病院1施設3人																																			
平成29年度	11,499件																																			
平成30年度	11,741件																																			
令和元年度	11,805件																																			
令和2年度	11,453件																																			
令和3年度	12,066件																																			

	を図ります。 (注 6)「メディカルソーシャルワーカー」とは、入院患者や家族の退院後の生活再建をサポートするため、社会福祉の立場から患者や家族の抱える心理的・社会的な問題の解決・調整を援助する専門職		②在宅移行後の療護センターへの短期入院の際に、療護センターの看護師等が持つケア知識等の情報提供や、NASVA ホームページにおいて、在宅介護を行う際のケア方法等を紹介した動画の掲載し、情報提供を積極的に実施。 ③千葉療護センターにおいて、短期入院の空床状況をホームページに掲載するなど、利用者利便に配慮した積極的な受け入れを図った。					
【重要度：高】 「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」(平成25年12月24日閣議決定)及びこれに先立って行われた議論等の政府決定に基づく取り組みであるため。 ①重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じて介護サービス利用や介護用品の購入等のための介護料を支給するとともに、介護家庭への個別訪問を量的・質的に充実させることに	⑧重度後遺障害者に対して、被害等の状況に応じて介護サービス利用や介護用品の購入等のための介護料の支給を実施することにより、被害者救済を充実させます。また、介護料受給者やその家族を精神的な面で支援するため、引き続き、介護料受給者宅への訪問支援を充実・強化します。 なお、毎年度の訪問支援実施割合について、全介護料受給者に対し訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、	<主な定量的指標> ・訪問支援実施率、実施人数 ・新規認定者に対する訪問支援実施率、実施人数 ・コーディネーター養成研修修了者割合 ・介護料受給者との交流会実施回数 ・介護支援効果に関する評価度 <その他の指標> ・介護料支給実績(受給者数、支給額) ・短期入院・入所費用助成支給者数及び支給	<主要な業務実績> 重度後遺障害者への介護料支給、訪問支援の充実強化等、効果的な被害者救済に向け、以下の取り組みを実施した。 1) 介護料の支給 障害の程度、介護の状況等に応じ、毎年度約4,800人の重度後遺障害者に対し介護料を支給。また、受給者等のニーズを踏まえ、介護料支給対象品目等の拡大を図るなどの措置を実施。 2) 訪問支援の充実・強化 「被害者援護促進の日」(毎週木曜日)の有効活用のほか、受給者支援業務システムを利用した訪問支援結果の整理・分析や情報共有等を効率的に実施。さらに同システムの情報の閲覧・更新を行うことが可能となるモバイル端末を活用した受給者等への情報発信を充実。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を受け、これまでの対面による訪問支援に加え、令和3年度はリモート方式による訪問支援を試行実施して、感染リスクを回避しつつ切れ目のない訪問支援を実施したことにより、第3期中期目標期間の最終年度では66.3%であった訪問支援の実施割合がさらに向上し、第4期中期目標期間の最終年度である令和3年度において86.7%を達成。 3) コーディネーター(被害者支援専門員)の養成	<評定と根拠> 評定：B 毎年度、介護料の適切な支給を行うとともに、介護料支給対象品目の拡大を図るといった受給者等のニーズを踏まえた対応を実施した。 また、訪問支援の充実・強化については、「被害者援護促進の日」(毎週木曜日)を有効活用するとともに、受給者支援業務システムを活用することにより業務の効率化等が図られたほか、被害者援護業務の牽引となるコーディネーターの養成・適正配置といった体制整備を引き続き実施した。さらに、情報端末の活用や訪問支援結果の情報共有等、訪問支援の一層の質の向上も図られたことにより、毎年度、訪問支援実施割合の目標値65%以上を達成しているほか、悩みの解消、孤独感の軽減や相互の情報交換等の場として、各支所	評定		評定	

<p>より、重度後遺障害者及びその家族に対する支援を強化する。</p> <p>なお、毎年度の訪問支援実施割合について、全介護料受給資格者に対して訪問支援を毎年実施することを視野に入れ、中期目標期間の年度毎に、前年度末介護料受給資格者数に対する割合について、65%以上を維持し、新規認定者に対しては100%とする。あわせて、専門的かつ高度な業務を実施するコーディネーター(被害者支援専門員)の養成を更に進め、中期目標期間の最終年度までに平成28年度末全職員の18%以上とする。</p> <p>【難易度：高】</p> <p>介護料受給者の中には本人又は家族が働いていることや、家庭</p>	<p>各々に適した対応を行うことを目指し、前年度末介護料受給資格者数に対する割合について、65%以上を維持し、新規認定者に対しては100%とし、提供する訪問支援の質の維持・向上に努めます。</p> <p>あわせて、専門的かつ高度な業務を実施するコーディネーター(被害者支援専門員)の養成を更に進め、中期目標期間の最終年度までにコーディネーター養成研修の修了者を平成28年度末全職員の18%以上とします。</p> <p>⑨国と連携しつつ、介護料受給者(利用者)及びその家族が安心して短期入院協力病院(以下「協力病院」という。)へ短期入院することや短期入所協力施設(以下「協力施設」という。)へ入所することが可能となる支援措置を検討し、必要な措置を実</p>	<p>額</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度後遺障害者及びその家族等のニーズを踏まえた支援を実施しているか。 	<p>①被害者援護業務のうち専門的かつ高度な業務に専従するコーディネーターを養成するため、脳損傷や脊髄損傷による後遺障害の症状や他法令に基づく保険制度等に関する有識者の講義等のほか、在宅介護をより深く理解できるよう、療養センターにおいて遷延性意識障害者の日常生活の看護、生体情報、介護物品等の知識を習得するための実技研修を毎年度実施。また、令和4年3月から、自動車事故被害者のニーズに応じた相談先の紹介等の相談支援機能の強化を図るため、現行のコーディネーターより高い知識を有するⅡ種コーディネーター(現行のコーディネーターはⅠ種)の養成を開始。</p> <p>②コーディネーターは、全国9主管支所に配置。研修で培った専門的な知見を発揮することで、受給者に適したアドバイスや問い合わせへの対応ができ、また、在宅介護の精神的・肉体的負担をより理解できる相談相手となって介護者の話に対応できるなど、被害者援護業務の牽引役として、訪問支援実施数及び訪問支援への満足度の向上にも貢献。</p> <p>4) 短期入院・入所費用の助成</p> <p>受給者及び介護者のニーズが高い短期入院・入所を促進するため、患者移送費、ヘルパー等費用、室料差額及び食事負担額に係る費用を助成。</p> <p>5) 意見交換会の開催等による協力病院等の利用促進</p> <p>①協力病院への短期入院・入所の利用促進を図るため、国土交通省、協力病院等、NASVA及び被害者団体代表者が参加する意見交換会を各主管支所の主催により開催し、情報共有と事例検討による利用促進に向けた協議を実施(コロナ禍の感染リスク回避のため、令和2年度以降はWebを活用した意見交換会も実施)。</p> <p>②協力病院等への訪問や協力病院での交流会開催を通じて、患者等の受入条件・環境(個室の有無、看護体制等)等の情報を入手し、訪問支援等の際に受給者等に案内する一方で、受給者等の要望を協力病院等へ情報提供するなど、受給者等と協力病院等との間をつなぐ取り組みを行うとともに、受給者等及び協力病院等からの利用前の相談対応や利用後のフォローアップを実</p>	<p>単位で受給者等の交流会を開催している。</p> <p>また、短期入院協力病院等の利用促進に向け費用の助成を行うとともに、協力病院等への訪問や交流により、受入条件や環境を把握し、これら情報を受給者等へ提供する等、受給者等と協力病院等をつなぐ役割を果たしている。</p> <p>以上のことから、中期計画を十分に達成しているものと判断し、B評価とするものである。</p>		
---	---	---	--	---	--	--

<p>の事情から訪問を望まない方もおり、必ずしも戸別訪問が実施できる訳ではないため。</p> <p>②国と連携しつつ、在宅介護を受けている重度後遺障害者のメディカルチェックや家族の負担軽減等を目的とした短期入院・入所の利用を促進するべく、短期入院・入所協力病院等（以下、「協力病院等」という。）のスタッフとの意見交換会を実施するほか、短期入院・入所に際して協力病院等の担当窓口及び利用者等との連絡・調整等を事前に行うことにより、受入環境を把握した上で利用者等に情報提供し要望を協力病院等に伝えるなど、安心して協力病院等を利用できるよう支援措置を検</p>	<p>施します。特に協力病院及び協力施設（以下「協力病院等」という。）への短期入院・入所の利用促進を図るためには、協力病院等が利用者の要望を把握し、また、利用者も各協力病院等の詳細な情報を把握することが重要であることから、協力病院等スタッフとの意見交換会を実施するほか、協力病院等が提供するサービスの内容を調査し、利用者への的確に情報提供します。</p> <p>また、短期入院・入所に際して協力病院等担当窓口及び利用者との連絡等により、受入環境を把握した上で利用者等に情報提供し要望を協力病院等に伝えるなど、利用者等と協力病院等との間をつなぎます。</p> <p>⑩重度後遺障害者及びその家族等を支援し、そのニーズを把握する観点から、訪問支</p>	<p>施することで協力病院等の利用を促進。</p> <p>6) 受給者等の交流会の開催等</p> <p>①同じ境遇にある各家庭の受給者等の交流の場とするため、悩みの解消、孤独感の軽減、相互の情報交換等を行う交流会を各支所単位で毎年度開催。 （コロナ禍の感染リスク回避のため、令和2年度以降はWebを活用した交流会も実施）。</p> <p>②交流会の場において、協力病院等、行政等関係機関の協力を得て介護料制度の説明、災害対策や成年後見人制度に関する勉強会等を開催</p> <p>③介護用品の紹介や協力病院等の施設情報や防災情報等に関して情報提供を実施。</p> <p>7) 介護に関する相談支援等の実施</p> <p>①主管支所に介護福祉士等の資格を有する在宅介護相談員を配置し、令和3年度末までに5,526件の相談に対応し、介護に関する知識・技術を提供。</p> <p>【相談対応】</p> <p>平成29年度 1,172件 平成30年度 990件 令和元年度 1,144件 令和2年度 1,155件 令和3年度 1,065件</p> <p>②有識者、被害者団体、国土交通省及びNASVAで構成する被害者救済対策に係る意見交換会（国土交通省主催）において、介護者なき後（親なき後）への対応について検討を実施。</p> <p>③上記の意見交換会の検討を踏まえ、国土交通省と連携し、NASVAホームページにおいて介護者なき後（親なき後）に備えるために必要な制度情報や施設情報を提供。</p> <p>④災害安否確認のために受給者等の緊急連絡先を把握するとともに、災害発生時に被災地域の受給者等に対し安否確認を実施。</p> <p>8) 介護支援効果に関する評価度</p> <p>介護受給者の家族に対するアンケート調査の結果、目標値の4.39以上を毎年度達成。</p>			
---	--	---	--	--	--

<p>討し、実施する。</p> <p>③重度後遺障害者及びその家族等を支援し、そのニーズを把握する観点から、相互に情報交換や交流できる場を設ける。なお、介護料受給者及びその家族との交流会を全支所年 1 回以上開催する。</p> <p>また、介護者なき後（親なき後）に備えるための必要な制度情報や施設情報について、平成 32 年度までに全国地域を網羅し、充実した情報提供を行う。さらに、重度後遺障害者及びその家族等のニーズ等を踏まえ、必要な支援の充実を図るとともに、関係機関の動向を踏まえつつ、更なる介護者なき後（親なき後）への対応について国と検討を行う。</p>	<p>援結果を整理分析・共有するとともに、介護料受給者及びその家族が参加する交流会の開催等により、相互の情報交換や交流を通じた支援を実施します。なお、介護料受給者及びその家族との交流会を全支所年 1 回以上開催する。</p> <p>⑩相談窓口によって、重度後遺障害者及びその家族からの日常的な相談に応じるとともに、災害に備えるための防災情報の提供、災害時における安否確認等を実施します。</p> <p>また、介護者なき後（親なき後）に備えるために必要な制度情報や施設情報について、平成 32 年度までに全都道府県を網羅して、より一層内容を充実させます。</p> <p>さらに、重度後遺障害者及びその家族等のニーズ等を踏まえ、必要な支援の充実を図るとともに、</p>								
---	--	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>④以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する 5 段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に 4.39 以上とする。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> 調査票回収率（前中期目標期間実績：平成 24 年度から 27 年度までの平均回収率 58.2%） 	<p>関係機関の動向を踏まえつつ、更なる介護者なき後（親なき後）への対応について国と検討を行います。</p> <p>⑫以上の施策を実施することにより、重度後遺障害者の家族に対する 5 段階評価の調査における介護支援効果に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に 4.39 以上とします。</p>						
<p>①交通遺児等に対して必要な生活資金の貸付を行うとともに、交通遺児等の健全な育成に資するよう、交通遺児家族等同志の交流促進などにより、精神的支援を効果的に実施する。</p> <p>なお、交通遺児家族等同志の交流会の実施件数について、全支所年 2 回以上とする。</p>	<p>⑬交通遺児等に対して生活資金の貸付を行うことにより、被害者救済を図ります。また、交通遺児家族等同志の交流を促進するなどにより、精神的支援を効果的に実施します。</p> <p>なお、交通遺児家族等同志の交流会の実施件数について、全支所年 2 回以上とします。</p> <p>⑭貸付制度の周知</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 交通遺児家族等同志の交流会実施回数 交通遺児への精神的支援に関する評価度 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 交通遺児等貸付実績（貸付人数及び貸付額） 新規貸付人数 「友の会の集い」参加人数 <p><評価の視点></p>	<p><主要な業務実績></p> <p>交通遺児等への生活資金の貸付のほか、効果的な精神的支援のため、以下の取り組みを実施した。</p> <ol style="list-style-type: none"> 交通遺児等に対し、経済的支援を目的とした無利子貸付を毎年度行った。 交通遺児及びその保護者等を対象とした「友の会」を運営し、次のとおり精神的支援を実施した。 <ul style="list-style-type: none"> ①被害者家族同志の交流の場として「友の会の集い」「保護者交流会」を毎年全国各支所において実施。また、多くの支所では被害者家族の一層のコミュニケーションを図ることを目的に 1 泊 2 日の行程で実施。 ②交通遺児等の自立心の向上や仲間との協力する大切さを学ぶ「子供のみの集い」を実施。 ③交通遺児等の創作活動を通じた健全育成を目的とした「友の会コンテスト」（年度毎に絵画、書道、写真により実施）を実施。本部及び各主管支所等において表彰式を開催。 ④企業・団体に対し支援を要請し、多くの友の会 	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>交通遺児等に対し、経済的支援を目的とした無利子貸し付けを毎年度実施した。</p> <p>また、交通遺児及びその保護者を対象とした「友の会」において「友の会の集い」「保護者交流会」を毎年全国各支所において実施するとともに毎年度「友の会コンテスト」を開催するなど交通遺児等の健全育成に向けた取り組みを通じ精神的支援を効果的に実施した。</p> <p>併せて警察庁主催の交通遺児等支援担当者による意見交換会において貸付制度等の周知を行った。</p> <p>以上のことから、中期計画を</p>	<p>評定</p>		<p>評定</p>

<p>②貸付の対象者である交通遺児等のニーズを把握し、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとする。</p> <p>③以上の施策を実施することにより、交通遺児家族等に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.61以上とする。</p> <p>【指標】 ・調査票回収率（前中期目標期間実績：平成24年度から27年度の平均回収率38.0%）</p>	<p>を徹底し、利用者等のニーズの把握に努め、その支援の在り方を含めて、現在の手法が効果的かつ効率的なものかどうか検討し、必要に応じて見直すものとしします。</p> <p>⑮以上の施策を実施することにより、交通遺児家族等に対する5段階評価の調査における精神的支援に関する評価度について、中期目標期間の年度毎に4.61以上とします。</p>	<p>・精神的支援が効果的に実施されているか。</p>	<p>会員が企業等主催のイベント等（自然教室、サッカー観戦、野球観戦等）に招待された。 なお、コロナ禍においては、新型コロナウイルス感染予防対策を十分に講じたうえで被害者家族同士の交流の場を継続して提供し、コロナ禍でさらに必要とされている精神的支援を実施。</p> <p>3)警察庁主催の交通遺児等支援担当者（学識経験者、各県警察、自治体、被害者支援団体等）による意見交換会において、貸付制度等の周知をした他、以下の取り組みに参加し、貸付制度等の周知をした。</p> <p>（警察庁主催）</p> <p>①「自助グループ運営・連絡会議」（平成29年度、平成30年度） ②「各種相談窓口等意見交換会」（平成30年度） ③「交通事故被害者支援に関する相談窓口等担当者会議」（令和元年度） ④「交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム」（平成30年度、令和元年度、令和2年度、令和3年度） ⑤「交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会」（令和2年度） ⑥「交通事故被害者等支援に関する意見交換会」（令和3年度）</p> <p>4) 精神的支援に関する評価度 交通遺児家族等に対するアンケート調査の結果、目標値の4.61以上を毎年度上回る評価（令和2年度からWEBを活用したアンケートを実施）。</p>	<p>十分に達成しているものと判断し、B評価とするものである。</p>				
<p>④適切な債権管理を行い、引き続き、債権回収率90%以上を確保する。 あわせて、債権管理・回収コスト要因を分</p>	<p>⑯早期の折衝や返還義務の周知徹底などにより、債権管理・回収の一層の強化を行います。 また、適時適切な債権管理を行</p>	<p><主な定量的指標> ・債権回収率 <その他の指標> なし</p>	<p>〈主な業務実績〉 適正な債権管理と債権回収率90%以上の確保に向け、以下のような取り組みを実施した。</p> <p>1) 債権管理規程に基づき、債権を分類して貸付債権を管理し、債権分類に基づき毎年度目標折衝率を定め、早期の折衝を実施。 2) 早期折衝の実施のため各主管支所へ毎年度被害者援護業務実施基準等を作成し周知。</p>	<p>〈評価と根拠〉評価：B 債権管理規程に基づき、債権を分類して貸付債権を管理し、債権分類に基づき毎年度目標折衝率を定め、さらに毎年度各主管支所に対し被害者援護業務実施基準等を作成周知することにより早</p>	<p>評価</p>		<p>評価</p>	

<p>析し、債権管理・回収を一層強化しつつ、引き続きコスト削減を図る。</p>	<p>うために債権管理規程等を回収コストも含め必要に応じて見直します。</p> <p>⑰債権管理規程等に基づき、適切な債権管理・回収を行うことにより、中期目標期間の年度毎に回収率 90%以上を確保します</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付債権の適正な管理を行い、回収率 90%以上を確保するために各主管支所や貸付利用者へ周知徹底を行っているか。 	<p>3) 平成 29 年度より貸付利用者が 20 歳に達したときに返還義務を周知するため返還総額等を通知。</p> <p>4) 債権管理委員会において、貸付債権の評価及び適正な引当金の計上について毎年度審議し、その結果についてホームページで公表。</p>	<p>期折衝の徹底等を図り、毎年度 90%以上の回収率を維持していることから、中期計画の当初の目的を十分に達成しているものと判断し、B 評価とするものである。</p>				
<p>療護施設の周知徹底をはじめ、自動車事故被害者等への情報提供や相談対応を的確に実施する。</p> <p>あわせて、不知によりサービスが享受できないことがないよう HP やパンフレット、地方自治体等の関係機関との連携を通じた事業の周知を積極的に行う。</p> <p>【指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホットラインの相談件数(前中期目標期間実績：平成 24 年度から 27 年度まで平均相談件数 3,117 件) ・在宅介護相談窓口における相談件数(前中 	<p>⑱自動車事故の被害者等からの問い合わせに対し、機構の各種援護制度や他機関の援護制度・事故相談・訴訟・病院等に関する総合的な情報提供や相談対応を関係機関と連携して的確に行います。</p> <p>⑲療護施設の周知徹底をはじめ、不知によりサービスが享受できないことがないよう被害者援護業務の一層の周知のため、機関誌やホームページの活用により各種情報を発信するとともに、関係機関と連携した周知活動を行います。</p>	<p><主な定量的指標></p> <p>なし</p> <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホットラインの相談件数 ・在宅介護相談窓口における相談件数 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・被害者等のニーズに応じた相談対応がなされているか。 ・広報活動において病院等にどれだけ周知が出来ているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>自動車事故被害者等への的確な情報提供のため、毎年度、以下の取り組みを実施した。</p> <p>1) 「NASVA 交通事故被害者ホットライン」利用向上のための取り組み</p> <p>①ホットラインのロゴをあしらったチラシとマグネットシールを作成し、「ナスバギャラリー I N 東京」、「交通安全。アクション 2017」ほか政府主催のシンポジウム等の集客イベントの場で配布。</p> <p>②「被害者援護制度紹介リーフレット」にホットラインのページについて利用例を掲載し、各主管支所等から各関係機関へ周知。</p> <p>2) 情報案内サービスに従事する者(オペレーター)が的確に情報提供ができるように NASVA の被害者支援制度や他の制度の講義を実施した。</p> <p>3) 介護に関する相談窓口における相談支援の実施</p> <p>①各主管支所の介護福祉士等の資格を持つ在宅介護相談員が、療護施設と連携して毎年度約 1 千件の相談に対応し、介護に関する知識・技術の情報を提供。</p> <p>②主な相談内容は「介護料制度や介護用品に関する問い合わせ」、「協力病院や他の受給者が利用している病院、近くの病院の情報」、「在宅介護サービス」、「体調に関するお問い合わせ」、「NASVA の制度や取り組み」等。</p> <p>4) 日本損害保険協会に対し、NASVA の被害者援護業務の周知について働きかけを行い、同業務に係るリーフレット等の配布を実施した。</p> <p>5) 警察庁主催の交通遺児等支援担当者(学識経験者、</p>	<p><評価と根拠> 評価：B</p> <p>交通事故被害者ホットラインによる情報案内サービス、在宅介護相談窓口における相談支援を実施するとともに、国交省と連携した親なき後問題に関する情報提供を行っていることから、中期計画を十分に達成しているものと判断し、B 評価とするものである。</p>	<p>評価</p>		<p>評価</p>	

<p>期目標期間実績：平成24年度から27年度までの平均相談件数 1,960件)</p> <p>・各支所の管轄する地域の病院、警察署、地方自治体、学校等に対する広報活動件数</p>			<p>各県警察、自治体、被害者支援団体等)による意見交換会において、貸付制度等の周知をした他、以下の取り組みに参加し、貸付制度等を周知。</p> <p>(警察庁主催)</p> <p>①「自助グループ運営・連絡会議」(平成29年度、平成30年度)</p> <p>②「各種相談窓口等意見交換会」(平成30年度)</p> <p>③「交通事故被害者支援に関する相談窓口等担当者会議」(令和元年度)</p> <p>④「交通事故で家族を亡くした子供の支援に関するシンポジウム」(平成30年度、令和元年度、令和2年度、令和3年度)</p> <p>⑤「交通事故で家族を亡くした子供の支援に関する意見交換会」(令和2度)</p> <p>⑥「交通事故被害者等支援に関する意見交換会」(令和2年度)</p> <p>6) 被害者援護に係る各種情報発信</p> <p>①機関誌「ほほえみ」を年4回発行し介護料受給者を対象に配布。特集記事として、コロナ禍における、自動車事故による重度後遺障害者に対する緊急的な支援充実策として、令和2年度第3次補正予算により、従来からの介護料に係る支給対象品目に加え、在宅介護等においてできる限りの感染予防対策が講じられるよう、消毒液、医療用マスク等が品目に追加されたことの情報提供等、介護者へ有益な記事を掲載。</p> <p>②国土交通省と連携し、NASVA ホームページ内に親なき後問題に関する情報を引き続き掲載。</p>					
--	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>

1-2-4-1 中期目標管理法年度評価項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3	自動車アセスメント情報提供業務効率的・効果的な試験・評価の実施、わかりやすい情報提供		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人自動車事故対策機構法第13条第8号
当該項目の重要度、難易度	<p>・効率的・効果的な試験・評価の実施【重要度：高】 高齢運転者による死亡事故が相次いで発生しており、「第1回高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議」（平成28年11月15日）における総理指示を踏まえ、先進安全技術の安全性能評価を自動車ユーザーに分かりやすく伝え、時勢に合わせて安全効果の高い自動車が市場で選択されやすい環境を整えていく必要があるため。</p> <p>・効率的・効果的な試験・評価の実施【難易度：高】 評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率については、自動車メーカーの経営判断による販売台数の多い車種のモデルチェンジ等によりカバー率が大きく下がるなどの外部要因に強く影響を受ける指標であるため。</p>	関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号188-3

2. 主要な経年データ									
①主要なアウトプット（アウトカム）情報					②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）				
指標等	達成目標	(参考) (前中期目標期間最終年度値)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度		
評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率	中期目標期間の各年度において80%以上	78.4%	80.0%	83.1%	82.3%	80.9%	81.8%		予算額（千円）
達成度	—	—	99.9%	103.9%	102.9%	101.1%	102.3%		決算額（千円） ※注1～注3
ファイブスター獲得車種数	—	6車種	9車種	8車種	8車種	6車種	9車種		経常費用（千円） ※注1～注3
平均評価得点	—	182.3	183.7	88.9 ※注5	87.4	177.30 ※注6	175.45		経常利益（千円） ※注1～注3
最高評価得点	—	199.7	193.9	96.5 ※注5	88.9	186.91 ※注6	185.02		行政サービス実施コスト（千円）
広報活動実施件数	中期目標期間の年度毎	90件	(計画) 50件以上 (実績)	(計画) 50件以上 (実績)	(計画) 50件以上 (実績)	(計画) 50件以上 (実績)	(計画) 50件以上 (実績)		従事人員数 ※注4

		に 50 件以上		98 件	100 件	87 件	60 件	66 件							
達成率	—	—	—	196.0%	200.0%	174.0%	120.0%	132.0%							
自動車アセスメントホームページアクセス件数	—	約 150 万件		約 149 万件	約 110 万件	約 96 万件	約 73 万件	約 84 万件							
自動車アセスメントパンフレット配布数	—	約 180 万部		約 200 万部	約 124 万部	約 122 万部	約 120 万部	約 89 万部 ※注 7							

※注 1) 法人財務諸表「セグメント情報の開示」に記載されている「自動車アセスメント情報提供業務」の実績額（自動車アセスメント情報提供業務全体の実績額）を記載。

※注 2) 決算額は支出額（業務費）を記載、経常費用は事業費用を記載、経常利益は事業損益を記載。

※注 3) 人件費については共通経費分を除き各業務に配賦した後の金額を記載。

※注 4) 従事人員数については、現場職員が間接部門及び事業部門を横断的に担務しており業務ごとに切り分けられないため、常勤職員数 347 人から計上可能な本部の間接部門専属人数 28 人を差し引いた人数を記載。

※注 5) 平成 30 年度から評価方法を 100 点満点方式に変更。

※注 6) 令和 2 年度から評価方法を衝突安全性能評価及び予防安全性能評価等を統合した総合評価（190 点満点）に変更。

※注 7) 令和 3 年度から衝突安全性能評価及び予防安全性能評価等のパンフレットを統合したものに變更。

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
				自動車アセスメント情報提供業務の認定：B 【細分化した項目の評定の算術平均】 (A4点×1項目+B3点×2×1項目)÷(2項目+1項目)=3.33 ⇒算術平均に最も近い評価は「B」評価である。 ※算定にあたっては評価毎の点数を、S:5点、A:4点、B:3点、C:2点、D:1点とし、重要度の高い項目については加重を2倍としている。	評価		評価	
①車両の安全性に関する公正でわかりやすい情報提供を進めることにより自動車メーカーの安全な車の開発意識を高めるために、国土交通省が定める自動車アセスメント事業の拡充のためのロードマップ(以下、「ロードマップ」という)に基づき、国及び関係機関と連携しつつ、国の実施機関として効率的かつ効果的に車両の安全	①効率的かつ公正な自動車アセスメント情報提供業務を実施することにより、ユーザーがより安全な車を選択できる環境を整えるとともに、自動車メーカーによる安全な車の開発を促進します。 ②国土交通省が定める自動車アセスメント事業の充実のためのロードマップに基づき、技術の進展により新たに実用化された安全性能の高い装置等に関する評価項目の導入、既存	<主な定量的指標> ・評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率 <その他の指標> ・ファイブスター獲得車種数 ・平均評価得点数 ・最高評価得点数 <評価の視点> ・ユーザーがより安全な車を選択できるようになっているか。 ・自動車メーカーによる安全な車の開発が促進されているか。 ・自動車アセスメ	<主要な業務実績> 1) 安全な車の選択・開発促進 効率的かつ公正な自動車アセスメントの実施により、令和2年度末時点で延べ衝突安全性能評価38車種、予防安全性能評価57車種、令和2年度から導入した衝突安全性能評価及び予防安全性能評価等を統合した総合評価として自動車安全性能評価21車種、チャイルドシート安全性能評価24製品について試験を行い、評価を実施し、ユーザーがより安全な車を選択できるようにした。 最高評価であるファイブスター獲得車種数は令和3年度末時点で述べ40車種になり、また、ファイブスターの平均評価得点数、最高評価得点は、高いレベルが維持されている。 以上により、自動車メーカーによる安全な車の開発が促進された。 2) 制度充実のための取り組み・情報共有 ロードマップに基づき、以下の安全性能の高い装置等に関して、評価項目の導入、既存評価項目の充実等のための検討を行った。 ・高機能走行用前照灯(平成30年度導入) ・ペダル踏み間違い時加速抑制装置(平成30年度導入)	<評価と根拠> 評価：B 中期目標において設定した数値目標を達成している。 また、数値目標以外の項目についても、着実に業務を遂行している。 以上のことから中期計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。	評価		評価	

<p>性能について試験及び評価を行う。</p> <p>②消費者の立場、被害者の立場に立った機構ならでの取り組みとなるように努め、ロードマップに基づき、技術の進展により新たに実用化された安全性能の高い装置等に関する評価項目の導入、既存評価項目の充実等のための検討を行う。この検討を効率的に実施するため、海外アセスメント関係機関等との情報共有を積極的に実施する。</p> <p>【重要度：高】 高齢運転者による死亡事故が相次いで発生しており、「第1回高齢運転者による交通事故防止対策に関する関係閣僚会議」（平成28年11月15日）における総理指示を踏まえ、先</p>	<p>評価項目の充実等のための検討を行います。具体的には、車線維持支援装置、夜間における歩行者に対する被害軽減ブレーキ、高機能走行用前照灯、ペダル踏み間違いによる誤発進抑制装置などの評価方法の策定のため、衝突安全性能評価をより効果的なものとするための検討を行います。</p> <p>また、この検討を効率的に実施するため、海外アセスメント関係機関等との情報共有を積極的に実施します。</p> <p>③以上の施策を実施することにより、販売台数の多い車種を優先して効率的に試験を実施するとともに、自動車メーカー等が自発的に評価を受けるような評価方法とするなどにより、評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率を中期目</p>	<p>ントのロードマップに基づく取り組みを行っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海外の自動車アセスメント関係機関等との情報共有を行っているか。 ・評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率が80%以上になっているか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・歩行者対応の「被害軽減ブレーキ」夜間性能（街灯なし条件）（令和元年度導入） ・わかりやすく評価結果を情報提供するため、衝突安全性能評価及び予防安全性能評価等を統合した総合評価（令和2年度導入） ・自転車対応の「被害軽減ブレーキ」（令和4年度導入） ・交差点対応の「被害軽減ブレーキ」 ・ムービングバリアを用いた前面衝突試験 ・先進的脚部インパクトを用いた歩行者脚部保護試験 <p>また、毎年国際会議等の場において、海外の自動車アセスメント関係機関との積極的な情報共有を実施した。</p> <p>3) 評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率は、各年度において80%以上となった。</p>			
---	---	---	--	--	--	--

<p>進安全技術の安全性能評価を自動車ユーザーに分かりやすく伝え、時勢に合わせて安全効果の高い自動車が市場で選択されやすい環境を整えていく必要があるため。</p> <p>③以上の施策を実施することにより、安全な自動車の普及促進に資するよう、評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率を中期目標期間の各年度において 80%以上とする。</p> <p>【難易度：高】</p> <p>評価実施車種の年間新車販売台数に対するカバー率については、自動車メーカーの経営判断による販売台数の多い車種のモデルチェンジ等によりカバー率が大きく下がるなどの外部要因に強く影響を受ける指標であるため。</p>	<p>標期間の各年度において 80%以上となるようにします。</p>								
--	------------------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--

<p>④自動車ユーザー等がより安全な自動車等を選ぶよう、自動車アセスメント事業における自動車等の安全性能の評価結果等を、パンフレット、ホームページ等において分かりやすく表示するとともに、積極的な広報活動により自動車ユーザー等に発信する。</p> <p>なお、中期目標期間の年度毎に広報活動件数を50件以上とする。</p>	<p>④自動車ユーザー等がより安全な自動車等を選ぶよう、自動車アセスメント事業における自動車等の安全性能の評価結果等を、パンフレット、ホームページ等において分かりやすく表示するとともに、広報活動により自動車ユーザー等に伝えます。</p> <p>また同様に、シートベルトやチャイルドシートなどの自動車の安全装置等が適切に使用されるよう、適切に使用しない場合の影響等がわかる情報をパンフレット、ホームページ等にわかりやすく表示するとともに、広報活動により自動車ユーザー等に伝えます。</p> <p>なお、中期目標期間の年度毎に広報活動件数を50件以上とします。</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広報活動実施件数 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車アセスメントホームページアクセス件数 ・自動車アセスメントパンフレット配布数 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユーザーのニーズに沿った分かりやすい情報提供がなされているか。 	<p><主要な業務実績></p> <p>自動車等の安全性能の評価結果等をわかりやすく表示するとともに、広報活動により自動車ユーザー等に情報提供をこれまで以上に行うため、以下の取り組みを実施した。</p> <p>1) パンフレット、ホームページの改善等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年度から開始した事故自動通報システムを備えた車種に対する評価結果の公表にあたっては、ユーザーが装置の概要を容易にイメージ出来るイラストを掲載するとともに評価結果をわかりやすく表した「事故自動通報システム機能評価」パンフレットを作成した。 ・各種パンフレットやホームページについては、新たに追加された試験項目や変更内容等が理解されやすいよう、掲載内容の構成等を見直した。また、令和2年度の評価結果より、これまで衝突安全性能と予防安全性能等で個別の評価となっていたものを統合した5段階評価や総得点により、自動車の安全性能の評価結果をわかりやすく表示した。それに伴い、パンフレットを統合、簡素化し、わかりやすく手に取りやすいものとした。あわせてYouTubeの試験動画のみを視聴するユーザーのために評価結果を含めるなど、わかりやすく紹介している。 ・予防安全装置については、パンフレット、ホームページ、試験映像、Facebookの紹介でも、正しく使用しない場合や気象条件や路面状態等の条件によっては、自動車の安全装置等が作動しなかったり十分な効果を発揮しないことを表示し、過信について注意喚起をしている。 <p>2) 発表会等の開催による広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東京、名古屋、大阪、福岡、札幌、東北（仙台）の各モーターショーにおいて、自動車アセスメントの展示ブースを出展し、パンフレット等の配布の他、衝突試験車両の展示、公開デモ試験、乗車体験、各試験の動画の上映を行った。 ・「自動車アセスメント結果発表会」を開催し、試験結果を公表した。 ・令和2、3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、従来から参加していたイベントの多くが中止になる状況下において、新たな取り組みとして、「自動車アセスメント結果表彰式」 	<p><評定と根拠> 評定：A</p> <p>中期目標において設定した数値目標を大きく上回る高い水準で推移している。</p> <p>また、数値目標以外の項目についても、積極的に新たに取り組む、業務を遂行している。</p> <p>以上のことから、中期計画を十分に達成しているほか、目標を上回る取り組みも見受けられるものと判断しA評定とするものである。</p>	<p>評定</p>	<p>評定</p>	<p>評定</p>
--	--	--	---	--	-----------	-----------	-----------

			<p>を実施した上でその模様を編集した動画の放映や「自動車アセスメント結果発表会」を完全オンラインで開催しその模様をYouTubeにて生配信した他、運転免許更新時の講習映画に予防安全装置に関する自動車アセスメント試験映像を使用上の注意とともに提供を行った。</p> <p>3) 全国組織を活用した各地での広報活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主管支所等の担当職員への自動車アセスメント等の認知度向上や社会的意義をより広く伝達するための研修を実施した。 ・地方の交通関連イベントや介護料受給者交流会等において、パンフレットの配布を行ったほか、試験動画の上映、試験車両の展示、チャイルドシートの取り付け体験等、理解を深められるような広報活動を全国で実施した。 ・令和2、3年度については、新型コロナウイルス感染症の影響により、従来から参加していたイベントの多くが中止となる中、新たな取り組みとして、病院へのパンフレットの配布拡大、地方ラジオ局番組において自動車アセスメント事業の紹介、駅構内でのパンフレット配布を行った。 <p>以上の取り組みにより、ホームページのアクセス件数が平成29年度以降100万回前後の高い水準で推移しており、また、各種パンフレットの配布数も各方面から多くの要望を受け、29年度には過去最高の約200万部と大きく向上した。</p> <p>さらに、全国での試験車両展示等による広報活動の実施件数は目標50件以上を大きく上回る高い水準で推移している。</p>			
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

--

1-2-4-1 中期目標管理法人 中期目標期間評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1-1	効率的な運営体制の確保、管理業務の簡素化等		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
①事業全般の精査・見直しを行い、引き続き、効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等を図る。	①事業全般の精査・見直しを行い、引き続き、効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等を図ります。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ・効率的な運営体制を確保しつつ、管理業務の簡素化等が図られているか。</p>	<p><主な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務改革推進検討委員会のもと業務改革推進検討プロジェクトチームにおいて、モデル支所を選定し、業務の効率化、高度化のための取り組みの実施、効果の検証を行い、全国の主管支所において業務の効率化、改善のための取り組みを実施した。 また、各支所において、必要に応じ、業務の見直しを行い、垣根を越えた効率的な運営体制を確保すべく、業務改善を行った。 ・平成29年度にWEB会議システムを導入し、各種会議などをできる限りWeb会議システムでの開催に努めたとともに、平成30年3月には機構本部内の会議にタブレット端末を導入したことにより、時間効率や費用等の削減が図られた。 ・令和元年6月に勤怠管理システムの導入し、時間効率化を図った。 ・令和2年11月、行政改革推進本部事務局から発出 	<p><自己評価> 評価：B 中期目標において設定した目標を着実に遂行した。</p> <p><課題と対応> 特になし。</p>	評価		評価	

			<p>された事務連絡「会計手続、人事手続等の各府省等の内部手続きにおける書面・押印・対面の見直し」に基づき、独立行政法人に対しても適切な対応が求められたことをきっかけとして、当該3業務にかかる業務の総点検を実施した。これにより、計130件の手続を洗い出し、速やかに見直しを行った。</p> <p>(国が所掌する関係法令等の改正に合わせて対処する手続は、その進捗に則り順次対応)</p> <p>さらに、総務・人事・会計業務以外の業務にかかる内部手続についても、同様の観点から点検を行うとともに、主管支所・支所の担当者の負担軽減等の観点から、本部から求めている各種報告についても精査を行った。これにより、書面・押印・対面手続として2件、各種報告については、廃止を含む計9件の見直しを進めた。</p> <p>このほか、新型コロナウイルス感染症の蔓延に際し、WEB 会議システムを更改し有効活用することにより、効率的な業務運営体制の確保、経費削減に努めた上、電子決裁システムの本格稼働や、テレワークシステムの本部への導入により、コロナ禍においても安定的な業務運営を可能とする環境整備を図った。</p>			
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

1-2-4-1 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1-2	一般管理費・業務経費の削減、調達等合理化の取り組みの推進		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費予算額、決算額	—	(予算額) 435百万円 (決算額) 431百万円	(予算額) 401百万円 (決算額) 397百万円	(予算額) 393百万円 (決算額) 393百万円	(予算額) 256百万円 (決算額) 256百万円	(予算額) 251百万円 (決算額) 250百万円	(予算額) 246百万円 (決算額) 245百万円	
一般管理費削減割合、削減額	中期目標期間の最後の事業年度において、平成28年度比で15%以上削減	4.1%	(計画) 平成28年度予算の7.85%に相当する額を削減 34百万円 (実績) 8.67% 38百万円	(計画) 平成29年度予算の2.0%に相当する額を削減 8百万円 (実績) 2.0% 8百万円	(計画) 平成30年度予算の1.98%に相当する額を削減 5百万円 (実績) 2.13% 6百万円	(計画) 令和元年度予算の1.99%に相当する額を削減 5百万円 (実績) 2.34% 6百万円	(計画) 令和2年度予算の2.09%に相当する額を削減 5百万円 (実績) 2.65% 7百万円	
達成度	—	136.7%	110.4%	100.0%	107.7%	117.4%	126.68%	
業務経費予算額、決算額	—	(予算額) 4,083百万円 (決算額) 3,780百万円	(予算額) 3,904百万円 (決算額) 3,888百万円	(予算額) 3,837百万円 (決算額) 3,836百万円	(予算額) 3,265百万円 (決算額) 3,256百万円	(予算額) 3,225百万円 (決算額) 3,214百万円	(予算額) 3,174百万円 (決算額) 3,168百万円	
業務経費削減割合、削減額	中期目標期間の最後の事業年度において、平成28年度比で10%以上削減	3.6%	(計画) 平成28年度予算の4.38%に相当する額を削減 179百万円 (実績) 4.76% 194百万円	(計画) 平成29年度予算の1.73%に相当する額を削減 67百万円 (実績) 1.74% 68百万円	(計画) 平成30年度予算の1.49%に相当する額を削減 49百万円 (実績) 1.76% 58百万円	(計画) 令和元年度予算の1.23%に相当する額を削減 40百万円 (実績) 1.56% 51百万円	(計画) 令和2年度予算の1.60%に相当する額を削減 52百万円 (実績) 1.76% 57百万円	
達成度	—	180.0%	108.7%	100.6%	117.9%	126.9%	110.18%	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
<p>②業務運営の効率化を図ることにより、一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成28年度比で15%以上削減するとともに、業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、中期目標期間の最後の事業年度において、平成28年度比で10%以上削減する。</p> <p>③契約については、「独立行政法人における調達等合理化</p>	<p>②一般管理費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成28年度比で15%以上削減します。</p> <p>③業務経費（人件費、公租公課等の所要額計上を必要とする経費及び特殊要因により増減する経費を除く。）について、業務運営の効率化を推進し、中期目標期間の最終年度までに、平成28年度比で10%以上削減します。</p> <p>④「独立行政法人における調達等合理化の取</p>	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費削減割合 ・業務経費削減割合 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費予算額、決算額 ・一般管理費削減額 ・業務経費予算額、決算額 ・業務経費削減額 <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費及び業務経費が着実に削減されているか。 ・契約の競争性及び透明性が確保されているか。 	<p><主な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般管理費において、業務運営の効率化を推進するとともに、経費削減方策に基づき経費削減に積極的に取り組み、計画を上回る経費削減を続け、平成28年度比で15%以上の削減を達成した。 ・業務経費においても、業務運営の効率化を推進するとともに、経費削減方策に基づき経費削減に積極的に取り組み、計画を上回る経費削減を続け、平成28年度比で10%以上の削減を達成した。 ・「独立行政法人における調達等合理化の取り組みの推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）を踏まえ引き続き、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的に調達等の合理化を図るため、調達等合理化計画を策定。 ・計画策定・実施・自己評価及び次計画への反映というPDCAサイクルによる推進を図るため、調達等合理化計画に基づく取り組み状況について、新たに競争性のない随意契約を締結することとなる案件に対する適正契約検証チームによる事前検証を実施し、重点的に取り組む分野に対する自己評価を行い、外部有識者からなる契約監視委員会の点検を実施した。 	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>毎年度の計画に則り一般管理費及び業務経費の削減を図っているほか、調達等合理化計画を策定し、公正性・透明性を確保しつつ、自律的かつ継続的な調達等の合理化に向けた取り組みを着実に実施している。</p> <p>平成28年度比で一般管理費15%以上、業務経費10%以上の削減を達成しており、中期計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p>	<p>評定</p>	<p>評定</p>	

<p>の取り組みの推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)等を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による、適切で迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構内の推進体制を整備し、契約監視委員会を活用するとともに、一者応札の解消、企画競争や新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について適正契約検証チームによる事前点検を実施するなど、毎年度策定する「調達等合理化計画」において前年度の自己評価や課題を踏まえ、更なる調達の合理化を推進するために重点的に取り組む分野の具体的な設定を行い、同計画を着実に実施し、効率的な予算執行</p>	<p>り組みの推進について」(平成27年5月25日総務大臣決定)を踏まえ、引き続き、公正かつ透明な調達手続による適切で迅速かつ効果的な調達を実施する観点から、機構内に調達等合理化検討会を設置し、調達等合理化の推進を図るとともに、契約監視委員会を活用して個々の契約案件の事後点検を実施します。</p> <p>具体的には、一者応札の解消では、一者応札となった原因の検証及び分析による競争参加者の増加に向けた取り組みや毎年度実施する契約案件において同一事業者による一者応札が継続する場合は適正契約検証チームによる検証を行った上で、適正な契約方式</p>					
---	---	--	--	--	--	--

<p>及び運営費交付金の適切かつ効率的な使用に努める。</p>	<p>へ移行します。 また、企画競争や新たに競争性のない随意契約を締結する全ての案件について、適正契約検証チームによる事前点検を実施するなど、毎年度策定する「調達等合理化計画」において、更なる調達の合理化を推進するための取り組みを設定し、これらを着実に実施するとともに、情報公開の充実により、競争性及び透明性の確保を図ります。</p>					
---------------------------------	--	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1-2-4-1 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1-3	業務改善の取り組み外部評価の実施、公表		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
④ 機構の各業務の改善状況等について、タスクフォースにより、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表する。	⑤ 機構の業務の改善状況等について、タスクフォース(注7)により、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表します。 (注7) 外部有識者からなる事業改善等を目的とする評価のための機関	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ・業務の改善状況等について、タスクフォースにより、外部評価を行い、その結果をホームページ等で公表しているか。	<主な業務実績> 平成29年度から令和3年度の6月及び11月において、外部有識者による「業績評価等のためのタスクフォース」を開催した。 6月は前年度業務実績について報告し、業務の改善状況等について評価を実施し、評価結果についてホームページで公表した。 また、11月は当該年度の上半期の業務実績について報告するとともに、今後の業務運営全般について意見を聴取し、その内容をホームページで公表した。	<評価と根拠> 評価：B 中期目標において設定した目標を着実に遂行した。 <課題と対応> 特になし。	評価		評価	

4. その他参考情報
特になし

1-2-4-1 中期目標管理法 中期目標期間評価 項目別評価調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-2	業務の電子化及びシステムの最適化		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
業務運営の簡素化及び効率化を図るため、ICTの活用等により、業務の電子化及びシステムの最適化を推進する。	業務の電子化や機構の各業務システム全体の最適化について検討し、順次改善を進め、業務運営の一層の簡素化及び効率化を図ります。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ・業務の電子化や機構の各業務システム全体の最適化について検討し、順次改善を進め、業務運営の一層の簡素化及び効率化を図っているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 平成29年度よりWEB会議システムを導入し、集合形式で実施していた会議・研修等の多くをWEB形式により実施し、集合に係る時間及び経費を削減することにより業務の簡素化・効率化を図った。また、令和2年度のシステム更新を機に一般的に普及している製品に切替え、外部機関との会議・打合せを容易にする等、更なる利便性の向上を図り、飛躍的に利用が促進されるとともに、システムに係るランニングコストを削減し、コスト面での効率化も図った。 平成29年度よりペーパーレス会議システムを本部に導入し、これまでペーパーで配布していた各種会議資料を、タブレット上で資料を閲覧する方式に変え、業務の電子化を推進した。 令和元年度に、部署横断的に情報システムを管理する「情報システム管理推進体制」を構築し、必要に応じ、関連部署と連携する等により情報システムの契約内容や契約期間等に関する最適化を推進している。さらには、令和2年4月より、システムの 	<p><評価と根拠> 評価：B</p> <p>WEB会議システム、ペーパーレス会議システム、テレワークシステム及び電子決裁システムを導入し、業務運営の簡素化・効率化、コスト面での削減を図るとともに、ウィズコロナに即した業務運営を行った。</p> <p>また、部署横断的に情報システムを管理する体制の整備、システム構築・改修時の仕様・コスト等の確認を行う体制の強化を行い、システムの最適化や費用面での効率化を進めた。</p> <p>以上を踏まえ、中期計画を十分に達成しているものと判断し、B評価とするものである。</p>	評価		評価	

			<p>専門知識を有する職員を新たに配置し、システム構築・改修時の仕様・コスト等の確認を行う体制を強化し、各システムの最適化や費用面での効率化を進めている。</p> <p>・令和2年度より、新型コロナウイルス感染拡大防止及び働き方改革の一環として、本部等にテレワークシステムを新たに導入し、ウィズコロナに即した業務運営を行うとともに、業務の簡素化・効率化を図った。また、電子決裁を可能とする規程改正及びシステム導入を行い、業務の電子化を図った。令和3年度には、決裁文書を電子保存することを可能とする規程類の改正を行い、更なる業務の電子化を図った。</p>			
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-1	財務運営の適正化		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値等	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
<p>中期目標期間における予算、収支計画及び資金計画について、適正に計画し健全な財務体質の維持を図る。</p> <p>独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされ</p>	<p>独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされ</p> <p>また、各年度期</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 独立行政法人会計基準の改訂（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定、平成27年1月27日改訂）等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準（法人共通は期間進行基準）による収益化基準を踏まえた、収益化基準の単 	<p><主な業務実績></p> <ul style="list-style-type: none"> 各年度事業開始前に支出予算実施計画を策定し、収益化基準の単位としての業務ごとに運営費交付金を適正に配分するとともに、予算と実績の管理として第3四半期末（12月末）までに同計画の見直しを行い、運営費交付金の配分についても見直しを行った。 運営費交付金額の算定について、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に実施した。 	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>収益化基準の単位としての業務ごとに予算と実績の管理を行っており、着実な実施状況にあると認められ、運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行ったところであり、計画を着実に実施していることから、中期計画を十分に達成しているものと判断しB評価とするものである。</p>	<p>評定</p>	<p>評定</p>	

<p>たことを踏まえ、引き続き、収益化単位としての業務ごとに予算と実績を管理する。</p> <p>また、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努める。</p> <p>なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとする。</p>	<p>末における運営費交付金債務に関し、その発生状況を厳格に分析し、減少に向けた努力を行うとともに、独立行政法人会計基準等を遵守し、適正な会計処理に努めます。</p> <p>なお、毎年の運営費交付金額の算定については、運営費交付金債務残高の発生状況にも留意した上で、厳格に行うものとします。</p>	<p>位としての業務ごとに予算と実績の管理を実施しているか。</p>				
---	---	------------------------------------	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1-2-4-1 中期目標管理法年度評価項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-2	自己収入等の拡大		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	行政事業レビューシート事業番号 188

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値等	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
療護センターにおける外部検査受入件数	年間 11,000 件程度	11,085 件	11,540 件	11,671 件	11,665 件	10,327 件	10,149 件	
達成度	—	110.9%	104.9%	106.1%	106.0%	93.9%	92.3%	
療護センターにおける外部検査収入	—	157 百万円	150 百万円	142 百万円	133 百万円	117 百万円	110 百万円	
自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験実施車種数	—	23 車種	21 車種	12 車種	10 車種	3 車種	3 車種	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、前中期目標期間実績の同水準である年間 11,000 件程度の外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図るほ	療護センターが保有する高度先進医療機器については、周辺地域の医療機関等と協力しつつ、前中期目標期間実績と同水準であるの外部検査を積極的に受け入れ、地域医療への貢献を果たすとともに自己収入の確保を図るほ	<p><主な定量的指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 療護センターにおける外部検査受入件数 <p><その他の指標></p> <ul style="list-style-type: none"> 療護センターにおける外部検査収入 自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験実施車種数 <p><評価の視点></p>	<p><再掲：療護センター></p> <p><主な業務実績></p> <p>外部検査の受託について、地域医療への貢献として、療護センターの高度先進医療機器 (MRI、PET 等) を活用した外部検査の受入に努め、第 4 中期計画開始時 (平成 29 年度) から令和元年度まで 3 期連続で目標値 (11,000 件以上) を上回る外部検査を受託してきたが、令和 2 年度に続き令和 3 年度は、コロナ禍の影響により、周辺地域の医療機関の外来・入院患者が大幅に減少したほか、中部療護センターに隣接していた委託病院が令和 4 年 1 月に移転したことによる外部受託件数の大幅な減少など環境変化の影響を強く受けたが、これまでの各療護センターにおける積極的利用を促すなど周知活動を行って</p>	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>地域医療への貢献、受託収入の確保のため、外部検査の受入を実施し、第 4 中期計画開始時 (平成 29 年度) から令和元年度まで 3 期連続で目標値 (11,000 件以上) を上回った。一方で令和 2 年度に続き令和 3 年度においては、コロナ禍の影響等により、周辺地域の医療機関の外来・入院患者が大幅に減少したほか、中部療護センターに隣接していた委託病院が令和 4 年 1 月に</p>	評定		評定	

<p>入の確保を図るほか、安全指導業務の受益者負担の適正化や自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験の促進などを行い、国費負担の圧縮を図る。</p>	<p>か、安全指導業務の受益者負担の適正化や自動車アセスメント情報提供業務に係る自動車メーカー等からの委託試験の促進などを行い、国費負担の圧縮を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 高度先進医療機器の外部検査の積極的な受入を通じ、地域医療への貢献、自己収入の確保といった取り組みが着実になされているか。 安全指導業務に対する受益者負担が適正になされているか。 メーカー等からの委託試験の受け入れの促進が図られているか。 	<p>きた結果として、10,000件を超える一定の成果を上げた。これに伴い中期最終年度である令和3年度までに652百万円の自己収入を確保した。</p> <p>【外部検査受託件数】</p> <p>平成29年度 11,540件 平成30年度 11,671件 令和元年度 11,665件 令和2年度 10,327件 令和3年度 10,149件</p> <p>安全指導業務の受益者負担の適正化については、民間参入が進む中であっても、ユニバーサルサービスを確保の観点から事業者の規模や所在地を考慮した幅広いサービスの提供を継続的に実施していく必要がある一方で、受益者負担の適正化に関して慎重に検討を行った。</p> <p>自動車メーカー等からの委託試験について、令和3年度までに49車種を実施した。</p>	<p>移転したことによる外部受託件数の大幅な減少など環境変化の影響を強く受けたが、これまでの各療護センター等における周知活動を行ってきた結果として、10,000件を超える一定の成果を上げた。</p> <p>安全指導業務においては、事業者の規模や所在地を考慮した幅広いサービスの提供を継続的に実施する必要性があったところ、受益者負担の適正化に関して慎重な検討を行った。</p> <p>自動車メーカー等からの委託試験は引き続き行われていることから、以上の理由により、中期計画を十分に達成しているものと判断し、B評定とするものである。</p>		
---	---	--	---	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>	<p>特になし</p>
-------------------	-------------

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-3	保有資産の見直し		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値等	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
保有資産については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その必要性について、自主的な見直しを不断に行う。	保有資産については、引き続き、資産の利用度のほか、有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを行います。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ・保有資産について、資産の利用度のほか、有効利用の可能性、経済合理性などの観点に沿って、その保有の必要性について不断に見直しを実施しているか。	<主な業務実績> 保有資産について、現状（物）確認を実施するなど資産の利用度等についての確認を行い、保有の必要性について検討を実施した。	<評価と根拠> 評価：B 保有資産について、現状（物）確認を実施するなど資産の利用度等についての確認を実施するとともに、その必要性についても検討を行い、不断に見直しを実施していることから、中期計画を十分に達成しているものと判断し、B評価とするものである。	評価		評価	

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-4	短期借入金の限度額		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値等	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績		自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
	予見し難い事故等の事由により資金不足となる場合に限り、短期借入金の限度額を1,200百万円とします。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし	<主な業務実績> 短期借入は行わなかった。		<評価と根拠> —	評価		評価

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-5	不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産の処分に関する計画		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値等	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価		(見込評価)	(期間実績評価)	
	なし	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし	<主な業務実績> 実績なし	<評定と根拠> —		評定		評定

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-6	重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値等	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価		(見込評価)	(期間実績評価)	
	なし	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし	<主な業務実績> 実績なし	<評定と根拠> —		評定		評定

4. その他参考情報

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-7	剰余金の使途		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	(参考) 前中期目標期間最終年度値等	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
	利用者サービス充実のための環境の整備、業務効率化のための環境の整備、職員研修の充実、広報活動の充実等に使用します。	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし	<主な業務実績> 実績なし。	<評価と根拠>評価： -	評価		評価

4. その他参考情報						
目的積立金等の状況						
(単位：百万円、%)						
	平成29年度末 (初年度)	平成30年度末	令和元年度末	令和2年度末	令和3年度末 (最終年度)	
前期中期目標期間繰越積立金	239	238	238	238	238	
目的積立金	-	153	223	280	280	
積立金	-	65	256	321	291	
うち経営努力認定相当額						-
その他の積立金等	-	-	-	-	-	
運営費交付金債務	-	-	-	23	-	
当期の運営費交付金交付額(a)	6,843	7,180	7,317	7,378	7,453	
うち年度末残高(b)	-	-	-	-	-	
当期運営費交付金残存率 ((b)÷(a))	-	-	-	-	-	

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-1	内部統制の充実強化、情報セキュリティ対策		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価			
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
(1) 内部統制の充実強化 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知)を踏まえ、引き続き必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、	(1) 内部統制の充実強化 内部統制については、「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知)を踏まえ、引き続き必要な規程類や体制の整備を行い、内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めるとともに、	<主な定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ・内部統制の整備が計画に沿って進められたか。 ・適切な情報セキュリティ対策がなされたか。	<主な業務実績> (1) 内部統制の充実強化 内部統制の更なる充実・強化に向け、以下の取り組みを実施した。 1) 平成29年7月に新たな業務運営方針(NASVAWAY2017)を冊子にまとめ、全役職員に配布するとともに、組織内イントラネットに掲示し、全職員がいつでも閲覧できるよう、共有化の徹底を図るとともに、全国支所長等会議及び主管支所総務担当マネージャー会議等を通じての更なる周知を図った。また、各種会議体での理事長訓示やメッセージの組織内イントラネットへの掲示を行い、職員一人一人の意識醸成を図った。さらに、当該業務運営方針を要約した「行動指針」をパネルにして本部及び全支所に掲示し、当該「行動指針」をカードにして役職員全員に携帯させるとともに、全国支所長等会議、各支所の会議及び新任職員研修等各種研修における周知、朝礼等で行動指針の唱和(新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言発令時は休止)を実施し、周知徹底を図った。	<評定と根拠> 評定：B 内部統制の充実強化については、計画に則り、規程類や体制を整備し、適正に運用するなど内部統制システムの充実及び監事機能の実効性の向上に努めた。加えて、令和元年12月に判明した適性診断業務のインターネット予約率に係る不適正な業務処理を受け、旧態依然とした悪しき慣習を一掃する目的から、組織体制の抜本的見直し(コンプライアンス徹底のための組織の風土改革など)等に取り組みみ続けた。情報セキュリティ対策としては、全役職員等に対してEラーニングや標的型攻撃メール訓練等の教育を適宜実施し、「政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準	評定		評定	

<p>内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行う。</p> <p>さらに、法人のミッションや長の指示について、法人内電子掲示板システム等を活用し、全役職員間で共有することを徹底する。</p> <p>(2) 情報セキュリティ対策</p> <p>政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、関連する規程類を見直す。また、これに基づき、情報セキュリティインシデント対応の訓練や情報セキュリティ対策に関する教育などの情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対</p>	<p>内部統制の仕組みが有効に機能しているかの点検・検証を行い、これらの点検・検証を踏まえ、当該仕組みが有効に機能するよう見直しを行います。</p> <p>さらに、機構のあり方、方向性を明確化した業務運営方針の見直しを行うとともに、当該業務運営方針や理事長の指示について、法人内電子掲示板システム等を活用し、全役職員間で共有することを徹底します。</p> <p>(2) 情報セキュリティ対策</p> <p>政府機関の情報セキュリティ対策のための統一基準群を踏まえ、情報セキュリティ管理規程や情報セキュリティ対策基準などを適時適切に見直します。また、これに基づき、情報</p>		<p>2) 業務の適正かつ効率的な運営の確保・改善を図るため、理事会において毎月業務実績を報告させ、中期計画・年度計画の進捗状況を把握し、また、理事会終了後速やかに議事概要を作成し、理事会資料とともに本部職員をはじめ主管支所を通じて全職員に情報提供し、共有化を図るとともに、会計内部監査、監事監査及び内部監査室による業務監査を通じて、業務の適正かつ効率的な運営状況や内部統制推進状況のモニタリングを実施した。</p> <p>3) 業務運営上必要な情報は、適宜組織内イントラネットや電子メールを活用し、本部から全職員に伝達するほか、支所からの情報も随時イントラネットに掲載することにより、本部・支所間、支所・支所間における情報共有を推進した。</p> <p>組織内イントラネット情報の閲覧状況は、管理職が監視し、未読者に対し声掛けを行う等周知漏れ防止を強化した。</p> <p>4) 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」(平成26年11月28日付け総務省行政管理局長通知)を踏まえ、引き続き必要な規程類や体制の整備を行うとともに、内部統制委員会、コンプライアンス委員会、リスク管理委員会及び情報セキュリティ委員会の定期的な開催、内部監査室長の専任化、内部監査の増回、内部通報制度のポスターによる全職員への周知等、内部統制の一層の充実・強化を図った。</p> <p>また、令和元年度に発覚した不適正な業務事案を踏まえ、機構の信用及び信頼の維持・向上のため、組織内に根深く残る弊害を完全に排除取り組みとして、「役職員への教育の充実(階層別職員研修の実施やEラーニングによる個別学習プログラムの導入等)」、「リスク評価(リスクの識別・分析・評価)」、「コンプライアンス委員会を活用した法令遵守の再徹底」、「内部監査の強化」、「監事機能の実効性の向上」のほか、組織体制の抜本的な見直しとして、「不適正事案に関わった職員に対する厳格な処分」、「年功序列にとられない人材登用」、「業務の適正化及び人材育成に特化した役割を担う次長職の設置」等、組織として迅速に再発防止を講じた。</p>	<p>群(平成30年度版)への準拠、独立行政法人情報処理推進機構のマネジメント監査の指摘事項への適切な対応、部署横断的なセキュリティ対策の強化に取り組んでいる。以上を踏まえ、中期計画を十分に達成しているものと判断し、B評価とするものである。</p>		
--	---	--	---	--	--	--

<p>するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化に取り組むとともに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ることとする。</p>	<p>セキュリティインシデント対応の訓練や情報セキュリティ対策に関する教育など、保有個人情報の保護を含む情報セキュリティ対策を講じ、情報システムに対するサイバー攻撃への防御力、攻撃に対する組織的対応能力の強化等に取り組むとともに、上記の対策の実施状況を毎年度把握し、PDCAサイクルにより情報セキュリティ対策の改善を図ります。</p>		<p>さらに、令和3年度には、コンプライアンスの徹底・人材育成に特化した役割を担うコンプライアンス推進・人材開発グループを企画部に新設し、地方機関において業務の適正化及び人材育成に特化した役割を担う次長と連携する等により、コンプライアンスに係る研修や職員の特性や能力に応じた個別育成プログラムによる人材育成を実施するとともに、階層別職員研修の充実を図った。</p> <p>5) 役職員に対して、コンプライアンスの徹底やハラスメント防止に関する研修を行うとともに、会議体の場を活用し、内部統制に係る役職員一人一人の意識改革、情報の共有を徹底した。</p> <p>(2) 情報セキュリティ対策 情報セキュリティ対策の更なる推進に向け、以下の取り組みを実施した。</p> <p>1) 情報セキュリティに係る教育の実施 情報セキュリティ関連規程類の改正や最近のセキュリティ情勢等を踏まえ、全役職員等に対して、内容を一新したEラーニングを実施するとともに、より実践に近い形式で標的型攻撃メール訓練を実施した。また、情報セキュリティインシデント対応チーム(CSIRT)に所属する職員に対しては、インシデント発生の未然防止に関する教育を実施した。</p> <p>2) 情報セキュリティ関連規程類の改正 情報セキュリティ関連規程類について、「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」へ準拠するための改正を行い、情報セキュリティの強化を図った。</p> <p>3) 独立行政法人情報処理推進機構のマネジメント監査への対応 サイバーセキュリティ基本法に基づき、独立行政法人情報処理推進機構(IPA)により実施された「ペネトレーションテスト(侵入テスト)」及び情報セキュリティに係る「マネジメント監査」が実施され、ペネトレーションテストにかかる指摘事項及びマネジメント監査にかかる指摘事項について対応した。</p>			
--	---	--	--	--	--	--

			<p>4) 機構内各種システムの統制強化 令和2年4月に雇用した、情報セキュリティについて専門的な知識及び経験を有する職員を最高情報セキュリティアドバイザーとして配置し、部署横断的に各システムの運用やセキュリティにかかる状況を把握・確認できるように体制の強化を図った。</p> <p>5) 地震等災害に係る対応 地震等災害に係る対応について、全役職員の安否確認及び支所建物の被害状況等の把握を迅速に行うため、引き続き、警備会社が提供する安否確認サービスを利用して防災対策を実施した。また、全役職員参加の安否確認訓練や「安否確認サービス操作訓練」も実施した。</p> <p>また、東京湾北部地震を想定した業務継続計画を策定し、災害時の優先業務等を明確にするとともに、警報発令時の役職員の対応、業務の取扱い等を明確にするため災害対策実施要領を改正した。</p>			
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報						
特になし						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-2	施設及び設備に関する計画		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	事前分析表（平成29年度）29-⑩、行政事業レビューシート事業番号193

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
業務の確実な遂行のため、施設・設備の計画的な整備・更新を進めるとともに、適切な維持管理を行う。	千葉、東北、岡山及び中部の各療護センターの医療機器等の整備・更新については、その必要性を厳正に検証した上で実施します。また、これらの医療機器等の適切な維持管理を行います。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ・中期計画及び年度計画に沿って適切に実施されているか。また、その調達においても公正性・透明性を確保したものであるか。</p>	<p><主な業務実績> 計画に基づき、以下のとおり、施設・設備の整備を順次行った。</p> <p>(平成29年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 千葉療護センター 生理機能検査装置（筋電計）更新 長座位浴槽 東北療護センター 入浴装置更新 中部療護センター 糖類分析システム更新 <p>(平成30年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 千葉療護センター サイクロトロン薬剤合成装置更新 中長期修繕計画に基づく修繕 自動尿成分分析装置更新 東北療護センター 脳波計更新 患者監視装置更新 	<p><評定と根拠> 評定：B 中期計画に基づく設備等について、各年度の計画に沿って適切に整備し、調達に当たっては必要性を厳正に検証し会計規程に則って公正性・透明性を確保しており、令和3年度において年度内の完了が困難となったものについては、適切に繰り越していることから、中期計画を十分に達成しているものと判断し、B評価とするものである。</p>	評定		評定	

			<ul style="list-style-type: none"> ・岡山療護センター 臨床検査システム更新 <p>(令和元年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉療護センター 患者情報システム更新 中長期修繕計画に基づく修繕 全自動錠剤散薬分包機更新 <p>(令和2年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉療護センター コンピュータ断層撮影装置（CT）更新 ・東北療護センター 高圧蒸気滅菌装置更新 <p>(令和3年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・千葉療護センター 磁気共鳴画像診断装置更新 ・東北療護センター 超音波診断装置更新 中央監視装置更新（※） <p>※ 東北療護センター・中央監視装置更新については、年度内の完了が困難となり、翌年度に繰り越されている。 なお、本件整備に係る財源については、繰越明許費として、自動車安全特別会計自動車事故対策勘定「(項) 独立行政法人自動車事故対策機構施設整備費」の計上がなされている。</p>			
--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-3-1	人事に関する事項 人事に関する計画		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報
給与水準の対国家公務員指数（ラスパイレス指数）	—	102.9	103.6	103.5	105.1	105.8	106.3	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取り組みを踏まえ、国家公務員等の給与水準等も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく見直すものとする。 産業カウンセラー、ホームヘルパー等の資格を取得させるとともにそれらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国	給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取り組みを踏まえ、国家公務員等の給与水準等との比較を行いつつ、事務・事業の特性を踏まえて適正な給与水準となるよう厳しく検証した上で、その検証結果や取り組み状況を公表します。	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> ・給与水準の対国家公務員指数（ラスパイレス指数）</p> <p><評価の視点> ・給与水準について、国家公務員の給与水準等を考慮した目標水準・目標期限を設定して適正化に取り組むとともに、その取り組み状況等を公表しているか。</p>	<p><主な業務実績> 役職員の給与水準については、国家公務員の給与水準と比較し適正な水準となるよう努めた。また、その結果を公表し、公共性の高い事務・事業を行う独立行政法人としての透明性の確保に努めた。</p>	<p><評定と根拠> 評定：B 毎年度、政府における総人件費削減の取り組みを踏まえ、適時、役職員の給与規程を見直すなど、国家公務員の給与水準に準拠した給与水準となるよう適正化を図っていることから、中期計画を十分に達成するものと判断し、B評価とするものである。</p>	評定		評定	

<p>との人事交流を行う。</p> <p>さらに職員の資質の向上のため、機構の人材育成方針を随時改定していくことにより、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図る。</p>						
--	--	--	--	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-3-2	人事に関する事項 人材の活用		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な 情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
給与水準については、政府における独立行政法人に係る報酬・給与等の見直しの取り組みを踏まえ、国家公務員等の給与水準等も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく見直すものとする。 産業カウンセラー、ホームヘルパー等の資格を取得させるとともにそれらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国	産業カウンセラー、ホームヘルパー等の資格を取得させるとともに、それらの職員の活用を図り、また、事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を行います。さらに職員の資質の向上のため、「NASVA人材育成方針」を随時改定していくことにより、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みを適切に運用等し、人材の有効	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 産業カウンセラー、介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級）等の資格を取得させるとともに、資格取得者について、適正な配置を行い、職員の活用を図っているか。 事業環境の変化に対応した経験者採用や国との人事交流を引き続き行い、幅広い視野と経験を有する人材の育成を図って 	<p><主な業務実績></p> <p>職員の能力開発の促進、組織の活性化に向け、以下のような人材育成と職員の資質向上に取り組んだ。</p> <p>1) 人材育成、人材の有効活用等</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業カウンセラー資格を取得した職員に「第一種カウンセラー資格要件研修」を実施し、適性診断業務に配置。 「介護職員初任者研修（旧ホームヘルパー2級に相当する技能習得のための外部研修）」の受講者を被害者援護業務に配置。 社会情勢や事業環境の変化に対応するための取り組みとして、即戦力となる社会人経験者を採用するとともに、国との人事交流を行い、多様な人材の有効活用を実施。 能力・実績を適正に評価する仕組みとして、勤務評価を適正に運用し、評価結果を勤奨手当及び定期昇給の判定に反映。 <p>2) 研修の充実、職員の資質向上等</p> <p>①指導講習業務における講師の育成強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 第一種講師に指名するための要件の一つである運行管理者資格者証を取得するた 	<p><評定と根拠> 評定：B</p> <p>各業務を高度な専門性をもって遂行させていくため、各種資格の取得支援やスキルアップのための研修の実施等、常に人材育成と職員の資質向上に取り組んでいるほか、人材育成の取り組みの方向性、研修体系及びキャリアパスを明確化するため「NASVA人材育成方針」を策定・随時改訂し、全職員への周知を図る等、効果的・効率的な職員の資質向上・育成を図っている。また、勤務評価制度を適切に運用し、職員の能力を活かす人事管理や組織作りを実施しており、中期計画を十分に達成するものと判断し、B評価とするものである。</p>	評定		評定	

<p>との人事交流を行う。</p> <p>さらに職員の資質の向上のため、機構の人材育成方針を随時改定していくことにより、研修の充実による職員の資質向上、能力・実績を適正に評価する仕組みの適切な運用等により、人材の有効活用を図る。</p>	<p>活用を図ります。</p>	<p>いるか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員を対象に能力・実績評価制度による適正な評価を行うとともに、職員が意欲をもってその能力を発揮し、NASVA職員としての使命を積極的に果たせるよう人材の有効活用を図っているか。 ・研修の充実を図り、職員の資質向上を図っているか。 ・「NASVA人材育成方針」を随時改訂し、次代のNASVAを担う人材育成の取り組みの方向性、研修体系及びキャリアパスを明確にすることにより、職員の意欲を向上させるとともに、職員の能力を活かす人事管理や組織作りを推進しているか。 	<p>めの基礎講習を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行管理者指導講習の講師として必要な知識の習得のための「第一種講師資格要件研修」を実施。 ・飲酒が体に及ぼす影響等の専門講師を育成するための「特定非営利活動法人ASK 飲酒運転防止インストラクター養成講座」を受講。 <p>②安全マネジメント業務の充実に向けた対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運輸安全マネジメント業務に従事する職員の質的向上を図るため、各種研修の修了要件を厳格化するとともに、職務経験に応じて段階的にスキルを身につける研修体系へと見直し。 ・具体的な例としては、国土交通省が認定する運輸安全マネジメントセミナー（以下、「認定セミナー」という。）において、新たに講師を務める職員の資質を確保するため、運輸安全マネジメントに関する基礎知識の習得等を目的とした「運輸安全マネジメント評価〔初級〕研修」を職員に受講させ、受講後に講師として必要な力量を有しているか効果測定を行い、一定の水準を満たした者に限り、認定セミナーの講師に指名。 <p>③被害者援護業務の質的向上に向けた取り組み</p> <ul style="list-style-type: none"> ・採用職員研修で臨床心理士による講義と交通遺児保護者による講話を実施。家庭相談員研修においても臨床心理士による被害者心情を理解するための講義を実施。 ・債権管理に係る専門知識の習得や情報共有を図るため、職員や非常勤職員等を対象に研修を実施。 ・「被害者援護促進の日」を活用して、組織としての被害者援護業務の重要性に対する認識を高めるため、被害者援護業務担当以外の職員を対象とした被害者援護業務関係勉強会を各主管支所で実施。 <p>⑤各主管支所等の経理事務に携わる職員へ会計事務及び財務・会計システム研修を実施。</p> <p>⑥新規採用職員研修をはじめとする「階層別</p>			
--	-----------------	--	--	--	--	--

				<p>研修」を計画的に実施したほか、とりわけ機構の次代を担う若手職員（チーフ、アシスタントマネージャー等）への研修を最重要と位置づけ、それぞれの就任から一定期間を経過したタイミング（4～8年後）を捉え、次職を見据えた能力開発等に重点を置いたフォローアップ研修を令和2年度に新設するなど、職位ごとに必要な能力の開発や資質の向上に寄与。</p> <p>3) 職員の意欲と能力を活かす人事管理・組織作りを進めていくため、令和元年12月に「NASVA人材育成方針」を改訂し、職員研修の一層の体系化と計画的な実施による長期的なキャリア形成を明確にするとともに、人事評価制度の適切な運用により、年功序列にとらわれず勤務成績の優秀な職員を管理職に積極的に登用するなど、職員のモチベーション向上に取り組んだほか、社会情勢やNASVAを取り巻く事業環境の変化に対しても、迅速かつ的確に対応できる組織的な人材育成を図るため、令和3年度から「コンプライアンス推進・人材開発グループ」を新たに設置し、管理職の強化育成をはじめ、個々の職員の特性を踏まえた人材の活用、強みを伸ばし弱みを補う「個別育成プログラム」の導入により、職員の能力を最大限に活かす人事管理・組織作りを実施。</p>			
--	--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報

特になし

1-2-4-1 中期目標管理法年度評価項目別評価調書（国民に対して提供するサービスその他業務の質の向上に関する事項）

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-4	自動車事故対策に関する広報活動		
業務に関連する政策・施策		当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	
当該項目の重要度、難易度		関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間 最終年度値等)	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
機構ホームページアクセス件数	—	288 万件	278 万件	230 万件	212 万件	211 万件	203 万件	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)		
<p>機構の全国組織を活用し、関係機関との連携の下、自動車損害賠償保障制度及び機構業務について効果的に広報活動を行う。</p> <p>さらに、自動車事故発生の防止や被害者支援の啓発に資するために、自動車運送事業者等に対する安全指導業務等において自動車事故被害者の置かれた実態を広く伝える機会などを拡大する。</p>	<p>事故防止、被害者援護及び自動車損害賠償保障制度に関し組織一体となった広報活動を実施します。</p> <p>交通安全フェア等における、国等と協力した周知宣伝活動やインターネット、マスメディア等を活用した広範な広報活動を積極的に実施しつつ、当機構の認知度の向上にも努めます。</p> <p>また、被害者支援の啓発のために、自動車運送事</p>	<p><主な定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> ・NASVA ホームページアクセス件数</p> <p><評価の視点> ・国や関係機関と協力し、インターネット等を活用した効果的な広報活動を行っているか。</p>	<p><主要な業務実績> 機構業務の認知度向上、自動車損害賠償保障制度に関する広報活動の一環として、引き続き、国土交通省・損害保険会社等の関係機関と連携して作成した自動車損害賠償保障制度広報・啓発のポスターを主管支所及び支所で掲示、リーフレットを受診者や受講者に配布し、同制度の周知を図った。また、交通安全関係イベントにおいても、NASVAが実施している被害者援護業務、安全指導業務及び自動車アセスメント業務等に関する広報活動を実施した。主な取り組みは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定非営利活動法人いのちのミュージアムとのコラボレーション企画として、「交通事故被害者」と「事故によって失われた生命」、「自動車を運転する責任」について問いかける「生命(いのち)のメッセージ展」の開催。 ・全国交通安全運動の一環として、交通安全フェア等各種イベントに参画し、被害者保護、事故防止対策及び自動車損害賠償保障制度等に関するPR活動を実施。 ・自動車事故被害者(交通遺児や重度の障害を負った方)が描いた絵や写真等の作品を支所事務所に展示する「ナスバギャラリー」の充実を図るとともに、支所外での展示を行い、被害者支援の情報を発信。 ・全国交通安全運動の一環として、各種イベントに参 	<p><評定と根拠> 評定：A 全国組織である強みを活かし、自動車損害賠償保障制度及び機構業務に係る広報活動を着実に実施した。</p> <p>また、マスメディアへ積極的に働きかけ新聞掲載に至った優良事例を横展開することにより、各地で取り組みが広がり、職員一人一人が知恵を出し合い、工夫を凝らした広報活動を展開した結果、マスメディア(新聞、テレビ)による報道や新たな連携先の獲得に結びつくなど、大きな波及効果が認められた。</p> <p>さらに、特定非営利活動法人いのちのミュージアムとのコラボレーション企画をはじめ、被害者団体、国土交通省及び損害保険会社等の関係機関と連携し、交通事故被害者へ</p>	<p>評定</p>		<p>評定</p>	

	<p>業者等に対する安全指導業務等や自動車事故被害者の創作品を展示するナスバギャラリーの設置、訪問支援等により収集・集積された情報の伝達を通じて、自動車事故被害者の置かれた実態を広く伝えていきます。</p>		<p>加し、被害者保護、事故防止対策及び自動車損害賠償保障制度等に関するPR活動を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市原刑務所で交通事犯の受刑者に対し、『自らの犯罪と向き合うことで犯した罪の大きさや被害者及びその家族の心情を認識させ、被害者及びその家族に誠意を持って対応していく意識とともに、再び罪を犯さない決意を固めさせる』ことを目的としたプログラムにおいて安全指導業務でのドライバー等に対する教育の経験や被害者援護業務での被害者と直接接する中で培った幅広い知見を基に加害者に対する被害者の声も含めた講義を実施 ・NASVAが安全指導業務、被害者援護業務及び安全情報提供業務を一体的に実施する自動車事故対策の専門機関であることを判りやすく説明した総合的なパンフレットを刷新し、地方自治体、関係機関等に広く配布するとともに、英訳版パンフレットを各国NCAPとの会合等において有効活用。 ・NASVAのホームページについては、アクセスしやすく利用しやすい、わかりやすいサイトを目指して、情報の充実、迅速データの追加・更新を実施。 ・ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS）である「自動車事故対策機構公式Facebookページ」を活用し、閲覧しやすい時間帯への最新記事の投稿や積極的な動画映像の紹介等工夫した広報を実施。また、プレスリリースの投稿や掲載されたネット記事のシェア、名刺にQRコードを掲載するなどした結果、フォロワー数は導入年度と比較して9.6倍増加した。（Facebookフォロワー数：令和元年度末41人→令和3年度末393人） 	<p>の支援の必要性や事故防止の重要性を効果的に訴え、機構業務の認知度向上を図った。</p> <p>上記の取り組みについては、中期計画を大きく上回っているものと判断し、A評価とするものである。</p> <p>〈課題と対応〉</p> <p>引き続き、事故防止業務、被害者援護業務及び自動車損害賠償保障制度に関し戦略的かつ効果的な広報活動を積極的に実施するとともに、ホームページのアクセス数を増加させるための施策を講じることによって、NASVAの認知度向上に努める</p>		
--	---	--	--	--	--	--

4. その他参考情報
特になし